

総務文教委員会記録

○開催日時

令和元年6月27日 午前9時57分～午後3時51分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（8人）

委員長	徳永武次	委員	今塩屋裕一
副委員長	井上勝博	委員	川添公貴
委員	瀬尾和敬	委員	落口久光
委員	杉蘭道朗	委員	坂口健太

○その他の議員

議員	上野一誠	議員	森満晃
議員	石野田浩	議員	松澤力
議員	持原秀行		

○説明のための出席者

総務部長	田代健一	ひとみらい対策監	平原一洋
総務課長	古里洋一郎	ひとみらい政策課長	山元義一
秘書室長	山元一将		
文書法制室長	川畑央	会計課長	脇園和文
財政課長	鬼塚雅之		
財産活用推進課長	園田克朗	教育部長	宮里敏郎
課長代理	藤園賢一郎	教育総務課長兼	
税務課長	道場益男	学校施設整備室長	小原雅彦
収納課長	山口隆雄	教育施設グループ長	武田牧人
契約検査課長	橋口堅	学校教育課長	村上勝美
危機管理監	中村真	社会教育課長	橋口公男
防災安全課長	佐多孝一	文化課長	羽田美由紀
原子力安全対策室長	祁答院欣尚	少年自然の家所長	池田尚人
		中央図書館長	山口誠
企画政策部長	末永隆光		
企画政策課長	上戸理志	選挙管理委員会事務局長	西木場重行
甌はひとつ推進課長	奥平幸己		
行政改革推進課長	東田幸一	監査事務局長	茶園勝久
地域政策課長	屋久弘文	公平委員会事務局長	
情報政策課長	佐多誠一		
広報室長	黒木論	議会事務局長	田上正洋
		議事調査課長	堀ノ内孝

○事務局職員

事 務 局 長 田 上 正 洋
議 事 調 査 課 長 堀ノ内 孝

課 長 代 理 久 米 道 秋
議 事 グ ル ー プ 員 芦 谷 仁 美

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
(所管事務調査)	社 会 教 育 課 (中 央 公 民 館)
議案第 6 4 号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	中 央 図 書 館
(所管事務調査)	少 年 自 然 の 家
議案第 6 4 号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 陳情第 7 号 三学期制の堅持を求める陳情 陳情第 3 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元、複式学級解消 を図るための、2020 年度政府予算に係る 意見書の提出を求める陳情 (所管事務調査)	教 育 総 務 課 学 校 施 設 整 備 室 学 校 教 育 課
議案第 6 4 号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	文 化 課
議案第 5 3 号 薩摩川内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について (所管事務調査)	総 務 課
(所管事務調査)	秘 書 室 文 書 法 制 室
議案第 6 4 号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第 7 0 号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	財 政 課
議案第 6 9 号 薩摩川内市本庁舎空調設備更新工事請負契約の締結について 議案第 6 4 号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	財 産 活 用 推 進 課
議案第 5 4 号 薩摩川内市税条例等の一部を改正する条例の制定について (所管事務調査)	税 務 課 収 納 課
(所管事務調査)	契 約 検 査 課 防 災 安 全 課 原 子 力 安 全 対 策 室
陳情第 4 号 川内原発 3 号機増設に関する陳情 (所管事務調査)	企 画 政 策 課
議案第 6 4 号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	甌 は ひ と つ 推 進 課
(所 管 事 務 調 査)	行 政 改 革 推 進 課
議案第 6 4 号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所 管 事 務 調 査)	地 域 政 策 課
(所 管 事 務 調 査)	情 報 政 策 課 広 報 室 ひ と み ら い 政 策 課

(所管事務調査)	選挙管理委員会事務局
	会 計 課
	監 査 事 務 局
	公 平 委 員 会 事 務 局
	議 事 調 査 課

△開 会

○委員長（徳永武次）ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。よって、お手元に配付の審査日程により審査を進めます。

ここで、3名から傍聴の申し出がありますので、これを許可します。なお、会議の途中で追加の申し出がある場合は、委員長において随時許可します。

△社会教育課の審査

○委員長（徳永武次）それでは、まず、社会教育課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○社会教育課長（橋口公男）総務文教委員会資料の4ページをお開きください。

令和元年度青少年フレッシュ体験事業について御説明いたします。

目的といたしましては、川内まごころ文学館と北海道ニセコ町の有島記念館が平成16年に姉妹館盟約を結び、文化交流を行っております。この盟約を機に、平成17年度からニセコ町の児童生徒と薩摩川内市の児童生徒の文化交流・体験活動等の相互交流を実施しております。心身ともにたくましい青少年の育成、幅広い視野を養うことを目的として実施しているものでございます。

相互交流ということで、本年度は、ニセコ町から「少年の翼セミナー」の受け入れを行います。

日程は、8月6日から10日までの4泊5日。

概要は、6日の夕方に少年自然の家において歓迎式、7日に川内まごころ文学館での有島3兄弟の学習及び本市児童生徒との交流活動を実施し、その後、甕島へ渡り、カヌー教室など体験活動をして、甕島での宿泊となります。8日には、観光船かこの乗船、玉石アート等の体験活動などを計

画しております。7日の甕島での宿泊以外は、少年自然の家に宿泊する予定でございます。

受け入れ人数は、引率者が4人、団員が18人の予定となっております。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、社会教育課を終わります。

△中央図書館の審査

○委員長（徳永武次）次は、中央図書館の審査に入ります。

△議案第64号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）それでは、議案第64号令和元年度薩摩川内市の一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○中央図書館長（山口 誠）それでは、議案第64号令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算について説明いたします。

今回の補正は、平成12年から毎年いただいております、薩摩川内ロータリークラブ様からの寄附金5万円について予算措置するものであります。

初めに歳出から説明いたしますので、予算に関する説明書の38ページをお開きください。

10款5項4目図書館費18節の備品購入費5万円は、右側説明記載のように、図書館管理費の備品購入に充て、冒頭で説明いたしました寄附金5万円を図書購入費に充てようとするものであります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、予算に関する説明書の17ページをお開きください。

18款1項8目教育費寄附金の1節教育費寄附金5万円は、図書館費寄附金で、薩摩川内ロータリークラブ様からの寄附であります。

同クラブのこれまでの御寄附は、平成12年に

クラブ創設20周年を記念されて100万円の御寄附をいただきましてから、毎年いただいております。今年度までの累計で225万円となっております。いただいた御寄附につきましては、毎年、利用者の皆さんに喜んでいただけるような図書等を購入しているところであります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。以上で、中央図書館を終わります。

△少年自然の家の審査

○委員長（徳永武次）次は、少年自然の家の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○少年自然の家所長（池田尚人）所管事務調査につきましては、7ページをごらんください。

まず、利用者数の状況でございます。昨年度は、計3万7,446人の利用がありました。昨年度は、台風や大雨、他のイベント等の重なりがあり、計3,366人のキャンセルがありましたけれども、所員が県内の青少年教育施設の事業に出向い

たり、市で開催されました生涯学習フェスティバルに初めて出店するなど、利用者の確保に努めました。本年度の利用者の目標数は4万人としております。

続きまして、夏のアドベンチャー「薩摩川内ぼっけもんの旅」でございます。ことしも、夏休み期間中の8月2日から5日までの3泊4日、甕島を舞台に小学校5年生から高校3年生まで40人を定員として実施いたします。

ことしは、鹿島・下甕地域をマウンテンバイクでめぐる旅となります。甕島の青い空と海、連なる島々、自然の心地よさを体を感じ、甕島の歴史や文化、人々の優しさに触れながら、ふるさとを愛する心情を養いたいと考えております。

事前踏査や関係機関への協力依頼、綿密な打ち合わせなど、参加者の安全を最優先に考えた事業の準備、運営を行ってまいります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。以上で、少年自然の家を終わります。

△教育総務課・学校施設整備室・学校教育課の審査

○委員長（徳永武次）次は、教育総務課、学校施設整備室及び学校教育課の審査に入ります。

△議案第64号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）それでは、審査を一時中止しておりました議案第64号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長兼学校施設整備室長（小原雅彦）予算に関する説明書の36ページをごらんください。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費の増額補正は、事務局管理費で、旧東郷中学校に設置してあります、太陽光発電設備の有効活用を図るため、市内の中学校に移転する経費であります。

この設備は、平成21年度に文部科学省の補助を受けて設置したもので、発電能力は1キロワットで、電力供給よりエネルギー教育の目的のために設置したものであります。移転先としては、平成中学校の屋上を考えております。

次に、3目教育振興費の減額補正ですが、漁村留学制度事業費で、鹿島町で行っておりますウミネコ留学制度で、減額の理由は、今年度定員13名で募集いたしましたけど、希望者が11人になりましたので減員となり、不要となった費用を減額しようとするものです。

次に、歳入について説明をいたします。

15ページをお開きください。

16款県支出金2項県補助金8目教育費補助金1節教育総務費補助金、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金は、ただいま教育振興費のところの説明いたしました特定離島ふるさとおこし推進事業で、この漁村留学制度に充当するもので、補助金内示が県からございましたので、それに伴う補正をお願いをするものであります。

○学校教育課長（村上勝美） 学校教育課に係る補正予算の歳出予算について御説明いたします。

補正予算に関する説明書の39ページをお開きください。

10款6項3目給食センター費、事項、給食センター施設整備費、これは、県の特定離島ふるさとおこし推進事業補助金608万2,000円を受け入れることによる財源調整でございます。

続きまして、歳入予算について御説明いたします。

15ページをお開きください。

16款2項8目教育費補助費5節保健体育費補助金は、先ほど申し上げました、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金の決定により608万2,000円を受け入れるものでございます。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴） 10款教育費の事務局費の分についてちょっとお伺いしたいんですが、これ、まず文部科学省の補助事業でやったということなんで、廃止すると返納をしなければいけなかったのかどうかで、このような措置をとったのか。何

でかということ、150万円といえば4キロワットが乗るぐらいの太陽光パネルが今はつけれるんで、解体して新しいのをつけていたほうがよかったのかなと思うんですが、返納義務が生じるんであれば、このような措置をとらなきゃいけないんでしょうけど、どちらだったんでしょうか。

○教育総務課長兼学校施設整備室長（小原雅彦） 今議員おっしゃったとおり、返納金の残存がありますので返納が生じます。150万円、新品を買うよりも、システムが全部必要ですので、そちらのほうが安価であるという考え方です。微々たる1キロワットの小さな発電量のもので、これはもうエネルギー教育の有効活用を図りたいということで移転して使いたいと判断したものであります。

○委員（川添公貴） 教育施設なんで、それはわかるんですけど、結局、補助金返納が幾らになって、150万円が安価っておっしゃったんだけど、たしか、これは1キロワットのメーターやらついていたんですよ、東郷のやつ。パネルだけですよ。通常、家庭用に4キロワットを乗せたときに150万円、200万円しないんで、だから聞いたんですけど、そこを教えてもらえれば。それも全部、倍でもできるわけなんで。そして、教育施設のほうで幾ら返納しなきゃならないのか、仮に返納するとしたら。それとあわせて、答えてもらえませんか。

○教育総務課長兼学校施設整備室長（小原雅彦） 教育施設グループ長のほうで回答させます。

○教育施設グループ長（武田牧人） 試算ですけども、太陽光発電の返納の見込み額として135万7,000円ほどで、あと職員費が27万円ということで、合わせて160万円ほどの費用がかかるということで試算をしております。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。
ここで、本案の審査を一時中止します。

△陳情第7号 三学期制の堅持を求める陳情

○委員長（徳永武次）次に、陳情第7号三学期制の堅持を求める陳情を議題とします。

本陳情については、3月の委員会において継続審査となっております。

まずは、その後の状況について当局に説明を求めます。

○学校教育課長（村上勝美）二学期制につきましては、3月の委員会で、「教職員の意識調査結果等から2020年度の一斉導入は難しいと考えている。今後、検討委員会等の意見も聞きながら、慎重に検討したい」と説明をしたところでございます。

その後、教育委員会としても時間をかけて検討することとしておりましたが、県教育委員会から3月末付で「学校における業務改善アクションプラン」が示され、2019年度から2021年度の3年間で四つの視点から全ての学校で実施する取り組み、それから教育委員会の取り組みが具体的に示されました。

また、4月末には、文部科学省から平成31年度以降の教育課程の編成実施についての通知が出されたところでございます。その内容につきましては、総務文教委員会資料の1ページに記載のとおりでございます。

これら国や県からの通知を踏まえ、まずは、業務改善アクションプランと教育課程の見直し等の取り組みをしっかりと実施することとしまして、並行して、二学期制につきましては、その有効性、例えば夏休み・冬休み前の教師のゆとりが授業の個別指導の充実につながる、行事の精選とバランスのよい配置ができるなど、こういったことを研究しながら、導入のあり方については検討をしていきたいとしているところでございます。

なお、今申し上げました県からのアクションプラン、国からの教育課程の編成実施の概要につきましては、委員会資料で添付しておりますので、後ほど詳細を説明させていただきたいと思っております。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（井上勝博）委員長にお願いしたいんですけど、今の四つの視点とアクションプランの通

知について、合わせて説明していただいて審査したほうがいいのではないかというふうに思ったものですから。どうなんでしょう。

○委員長（徳永武次）ほかの方はどう思われますか。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）では、当局の説明をお願いいたします。

○学校教育課長（村上勝美）それでは、総務文教委員会資料の1ページをお開きください。

学校における業務改善について、学校、教育委員会が取り組む内容が県から示されましたので、概要について説明をいたします。

3月末に、県から「学校における業務改善アクションプラン」が示されました。このアクションプランは、学校における働き方改革を通して業務の総量を削減し、教員が心身ともに元気に教育に取り組み、教育の質の維持・向上を目的としております。

この目標は、二つあります。一つは、正規の勤務時間を超える勤務は月45時間以内。もう一つは、教職員の80%が「業務改善が進んでいる」と実感することでございます。

具体的には、（3）でお示ししているように、四つの重点取り組みについて具体的にに取り組んでいくことになります。それについて、そこにありますように、各学校、主な学校のアクションプランとしておりますが、適正な勤務時間の管理、リフレッシュウイーク、定時退校日、退勤目標時刻の設定など、21項目について学校が取り組むこととしております。また、教育委員会の取り組みとしては、出退勤時刻システムの導入促進、教職員の業務改善に係る研修の実施など、17項目に取り組むこととしております。

それから、2の項目になります。

2でお示ししている内容は、国から示されました授業時数の取り扱いについてです。

これまで、それぞれの学年で行うべき授業の時間が示されており、各学校では、それを絶対に下回らないように、台風や降雪、インフルエンザなど学級閉鎖の影響で授業ができないことを想定しまして、年間数十時間と余裕を持って予備の時数を計画しておりました。

それが、今回の通知によりまして、その取扱

いについて予備時数を見直すことで、例えば、これまで余分に行っていた授業を、かわりに教員の授業準備の時間に充てるなど、働き方改革の実現に向けた条件整備につなげるように示されたところでございます。

3になりますが、こうしたことから、3の二学期制につきましては、業務改善、働き方改革の実現に向けて、今申しました業務改善のアクションプランや、それから教育課程を中心に研究、実践しながら、さらに教育の質の維持・向上をさせるため、二学期制導入の有効性についても並行して研究を進めたいと考えているところでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局から説明がありましたが、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（井上勝博）この標準授業時数というのが、今までは、これを下回った場合は、規則違反というふうにされていたと。この規則違反というふうになった場合に、何かペナルティとかそういうものがあるんですか。

○学校教育課長（村上勝美）これにつきましては、実際は下回ることがないように取り組んではいるんですけれども、状況によっては、休みの日に出てきて授業を行うとか、そういう対応をすることが学校で検討されておりました。

○委員（井上勝博）この授業時数なんですけど、規則で定めたけれども、しかし何か不測の事態が生じた場合に、まあ下回った場合でも、そうすると、この休みの日は出なくてもいいと。下回っても構わないと。しかし、一方では、子どもたちの授業が他の学校と比べると短くなったりすれば、子どもたちの、このまた勉強時間も短くなるということの関係も出てくるわけでしょう。

だから、こういうふうに通知があったとしても、やっぱり先生たちは、この授業時数を下回らないようにしたいという思いというのは出てくるわけですね。その辺の葛藤みたいなのが、こう出てきますよね。その辺はどういうふうに考えるんですか。

○学校教育課長（村上勝美）その点につきましては、これまでは過剰に余裕時数を設定していた分についての、見直しをするということ。当然、台風とかそういったときに休校になった場合、ある程度のその時間については、休みになっても、

授業時数は確保できるような余裕の時数の見直しを図るという考えでございます。

○委員（井上勝博）そうすると、実際、例えば、こないだちょっと中学校の先生に聞いてみたんですけど、100時間ぐらい余裕を見ていると言われていたんですが、実際これがどのぐらい短くできるのか、先生たちの余裕につながっていくのか。その辺は、どうお考えなんですか。

○学校教育課長（村上勝美）例えば、その中の10時間、中学校で申しますと、12月ごろ、子どもたちの進路に関する会議がよく学年で行われます。例えば6校時のその時間を、子どもたちを少し早く帰して会議に充てるとか、そういった対応はできると考えております。

○委員（川添公貴）まず、1点。これは教職員の働き方改革に伴った内容だと推察するんですが、この出退勤時刻システム等の導入というのは、今、たしか校長室に名簿があって、それに印鑑を、出勤名簿に印鑑をついていますよね。

それが、タイムカードに変わるのかどうか。時刻をきちっと管理するということはタイムカードがいいので、そこをちょっと確認。

○学校教育課長（村上勝美）これについては、それぞれ学校で取り組み方は違うんですけれども、個人カードを持っておりまして、出勤した時刻、それから退庁する時刻、それを記録していただいて、それをもとに今のところはしているところでございます。

○委員（川添公貴）何でかというと、タイムカードでしたときには、朝来てちゃっと押す人と、仕事始めに押す人と、これタイムロスがあるんで、ただ押した時間で、これ労働基準法に引っかかるんですよ、普通の会社は。押した時刻から出た時刻までを労働時間とみなして、だから「36協定」などを組んだときに、教員と違ってオーバーすることがあるんで、一時、企業では、このタイムカード廃止になったんですよ。だから、聞いたんです。だから、そこら辺が自己申告で管理されているということなんで、それは理解しましたけど。

この二学期制について3点、質問をさせていただきます。大きな3の二学期制についてです。

まず、研究、実践をしながらということなんで、

研究実践校を指定するのかがどうか、一点。指定するとするならば、期間はどの期間でやるのか。というのは、さきのアンケート調査で、半数以上の学校が二学期制の導入をしたいという校長先生の話だったと記憶しているんですが、それらを踏まえて、そこをするのかどうか。

これは陳情の中にもあったんですが、児童生徒のことが書いてあったんで、これは働き方改革だけなんですけど、児童生徒の学力向上を図るのに、どうするのかって。二学期制のよさがあるわけですから、その二学期制のよさをどう生かしていくかということも研究するのかがどうか。その実践校で。その学力面向上についてどうするのかということがまず、それ一つ。

それから、もう冷房も入れて授業を受けているんですよね。ということは、温暖化の影響かもしれませんが、熱中症対策とかですよ、それからいろんな行事見直しとか、学校行事の見直し等々も含めて研究されていかれるのかどうか、それをいつまでされるのか。例えば、ずっとその二学期制を導入して、家庭訪問を夏休みにするとか、それから9月、10月の運動会・体育祭を6月付近に持ってくるのかという、いろんな手だてを全国やっているんですけど、二学期制の中で。だから、そういうことを踏まえてやはり研究されるんだろうと思うんですが、それはどうされるのか。

この3点だけお聞かせ願えませんか。

○教育部長（宮里敏郎） ただいまの質問ですけども、最後のところで、研究しながら導入のあり方について検討をしていくという答弁をさせていただきましたけれども、これが今の考えですが、この研究ということで、具体的に研究校を指定して、そこをやっていくという議論まではまだしていません。これは全体的に、今この申し上げました業務改善アクションプランと、それから教育課程の編成実施についてということをまず先行してやることで、二学期制の有効性についてをさらにやったり、学校を含めて研究していくべきだろうという判断でございますので、今それで学校を指定して、そこで特別、二学期制をさせて研究していくという意味ではございません。その前段階というふうに思っただければいいと思います。

それから、学力の向上について、この二学期制が有効性であるかについても、これも十分検討し

ていかないといけないと思っていますが、先ほど申し上げましたとおり、この業務改善アクションプランと教育課程の編成をする中で、例えば行事の精選とか、今言われたように時期の検討とかする必要も出てくるとは思いますけども、そういう場合については、二学期制をすることは有効でないかというようなことについてをまた教育委員会のほうでも研究して、学校側とも協議していきたいと、そういう考えでございます。

○委員（川添公貴） 分かりました。というのは、二学期制検討委員会がばんばんと開かれて、その後アンケート調査があって、ずっと開かれてないですよ。

いろんなことあるんですが、学校長の希望等があったらですよ、まあ実践校・研究校を指定しないということなんですけど、希望する学校があったら、そこに計画的に実施をしてもらって、やはり、やるべきだろうと思います。この陳情については、保護者、デメリット、二学期制のメリットと「具体的かつ明確に説明すること」と書いてあるんで、その二学期制のデメリット、メリットを説明する上でも、やはり、そこを指定して、「ぜひひとやりしたい」と言う学校長が何人かいらっしゃったみたいなんですけど、今後その辺を、二学期制を見据えた形でやられたほうがいいんじゃないかなとは思いますがね。まあ、陳情に書いてあるんでね。

済いません、考えがあれば。

○教育部長（宮里敏郎） 3月に二学期制の検討委員会を開いたときには、実はこのアクションプランの件と教育課程の見直しについてのことがまだ私たちのほうに周知がされておらなかったもので、その段階でいろんな御意見をいただいたところですが、その後、この件の県のほうから業務改善アクションプランが出されました。これ3月末ですけども、我々に届いたのは4月になってからでございます。同じく、文部科学省のほうからの教育課程の編成についても4月になってから出されたものでございまして、3月の時点ですると、若干、学校で取り組むべき事項についてもちょっと変わってきたということがございます。

今、このアクションプランについては、それぞれもう学校におろしてありまして、学校のほうで、これ3年間でしないといけないので、そのための

工程も示しながら、今このアクションプランの実施に向けての取り組みをしていただこうとしているところでございます。その中で、二学期制についても並行して研究していきたいということでございますので、今、川添委員の言われたようなことも含めながら今後研究はしていきたいというふうに思っております。

○委員（井上勝博）４５時間ということなんです、この４５時間を達成するという点について、この下のほうに「業務改善を実感しているかどうか」というのが指標になっているわけですね。

勤務時間を超える勤務が４５時間以内かどうかというのは、もう客観的にわかるわけじゃないですか。だから、それで評価すべきなのに、何かこう、進んでいるかどうかをで評価するというのは何かちょっと曖昧だなという気がするんですけど、どうなのでしょう。

○学校教育課長（村上勝美）これにつきましては、県から示された内容でございますが、２の項目については、職員の意識、これをこちらのほうで把握する必要があると考えております。

○委員（井上勝博）いや、だから、曖昧ですよ。４５時間勤務外で正規の勤務を超えたのが４５時間というのは、ちゃんとそのタイムカード、先ほどあったけど、タイムカードなり何なりで「測定できる」というか……。測定できますよね、４５時間以内ということについては。だから、そういう客観的なもので評価していけばいいんじゃないのということなんです。

○教育部長（宮里敏郎）今回のアクションプランについては、今課長が申し上げたとおり県の教育委員会で作成して示されたものでございまして、おっしゃるとおり、８０％以上が「業務改善が進んでいる」と実感するという点については非常に、この数値をどうやって確認していくかということについては、これからまた協議があると思いますが、最終的には、これは県全体で同じような基準でここを判断していくことになりますので、ここは県の教育委員会からのアンケートの実施項目等についてを見きわめながら、きちんとこの状況が把握できるようにということについては取り組んでいきたいと思っております。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

それでは、本陳情の取り扱いについて協議したいと思います。御意見はありませんか。

○委員（瀬尾和敬）教育委員会としても、それぞれ研究を一生懸命されている段階であるし、この陳情に関しては継続をさせてもらったかどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（徳永武次）ただいま本陳情を継続審査にしてはという声がありますので、ここで、起立によりお諮りします。

本陳情を継続審査とすることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（徳永武次）起立多数であります。よって、本陳情は継続審査とすることに決定しました。

なお、委員長において継続審査の申し出を議長にいたしますので、御了承願います。

以上で、本陳情の審査を終了します。

△陳情第３号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元、複式学級解消を図るための、２０２０年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情

○委員長（徳永武次）次に、陳情第３号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元、複式学級解消を図るための、２０２０年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情を議題とします。

陳情文書表については既に配付してありますので、朗読を省略します。（巻末に陳情文書表を添付）

それでは、当局から本陳情について特に補足説明はないようですので、これより質疑に入ります。

○委員（杉蘭道朗）陳情文書の３の項目の中に、特別支援学級在籍の云々というくだりがありますけれども、この陳情内容について少しお聞きしたいと思うんですが、本市の今この３にかかわる部分の現状、特別支援学級のアンケート、それから交流学級で４０人を超える学級活動が常態化し

ているということが記載がされておりますけれども、本市の現状を説明してください。

○学校教育課長（村上勝美）本項におきましては、隈之城小学校1校でございます。6年生が特別支援学級の子どもと一緒に授業をするときには、3学級全てで41名。そして、4年生は2学級でございますけれども、この2学級でそれぞれ42名で授業をします。そういうことがあります。

○委員（杉藺道朗）後段に、「特別支援学級の児童生徒を交流学級の在籍数としてもカウントすること」、これにより学校現場における改革的な部分、制度的に改正しなきゃならん、例えば学級数とか職員数がふえてくるというような、そこでの状況というのはどうなんですか。

○学校教育課長（村上勝美）実際、これにつきましては、通常学級で一人、そして特別支援学級にもその担任が入っております。

ですから、実際は42人、41人でしたときも二人の教員がついているというふうな考えでおります。

○委員（杉藺道朗）まあ現在のところはしっかり対応できているということで、特段に何か手だてを打たなければならないという状況ではない、本市の状況においては、そういうことですね。はい、理解しました。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]
討論はないと認めます。

採決します。採決は起立により行います。

本陳情を採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（徳永武次）起立少数であります。よって、本陳情は不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、本陳情の審査を終了します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局の説明を求めます。

○学校教育課長（村上勝美）総務文教委員会資料の2ページをお開きください。

甌島の中学校の再編につきましては、本年3月14日の総務文教委員会で口頭で報告しましたように、上甌中学校は里中学校との早期の統合を目指すという提案について、平成31年3月17日に、上甌地域において、上甌中学校の再編に関する説明会を実施いたしましたところでございます。この説明会を受けて、上甌地区コミュニティ協議会会長、中津小学校PTA、上甌中学校PTAから連名で、この提案におおむね賛成するという、上甌中学校の再編案に関する説明会の意見・要望が提出されたところでございます。

これを受けて、6月10日に、里・上甌中学校再編準備委員会を開催いたしました。この準備委員会で決まったことが、資料の内容になります。

決定事項としましては、上甌中学校の生徒は令和2年4月から里中学校に通学する。上甌中学校は、令和2年4月から当分の間、休校とする。3、学校再編協議会を組織し、里中学校と上甌中学校の統合に向けた協議や調整を行う。また、学校再編協議会のメンバーは書面のとおりでございます。

今後は、学校再編協議会として8月に会を開き、具体的に進めていく予定でございます。

最後に、東郷学園義務教育学校の特色ある教育活動について御報告いたします。

3ページをお開きください。

資料では、東郷学園の日常の様子を掲載してございますので、ごらんください。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（落口久光）ここの項目じゃないんですけど、先週末の新聞報道にありましたよね。あの件、本市のことですか。

○学校教育課長（村上勝美）先日、南日本新聞に掲載されました事案については、本市内の中学校の事案でございます。内容につきましては、新聞記事のとおりでございます。

○委員（落口久光）新聞の内容は、内容も内容

なので、また、中の経緯を別途、時系列とかそういうので報告いただく機会がいただけるんでしょうか。

○学校教育課長（村上勝美）ただ、この生徒につきましては、特別支援学級に通う生徒でありまして、情緒・知的障害のある生徒であること、また両親を亡くし……

○委員（落口久光）発言の途中で済いません。

そういうのも含めて、内容が内容なので、別途報告をいただけるような機会があるんでしょうかという質問です。

○教育部長（宮里敏郎）この件につきましては、今課長がちょっと言おうとしていたところで、この生徒が特別支援学級に通う生徒で、情緒・知的障害のある生徒である。それから、両親もいなくて複雑な家庭で環境にある子の対象であったということ。それから、教師も一対一の受け持ちの子に対して新聞記事にあるような届け出を出したということで、特にこのことについては我々としては慎重に取り扱いたいというふうに考えておりますので、そこの分については御理解いただけたらというふうに思います。

○委員（落口久光）わかりますよ。だから、それを踏まえた上で、また、いわゆるその協議会の場とか、それでも構わないので、そういうのでまた別途、日程調整かけながら報告いただくような場面があるんでしょうかということです。理解はしているつもりです。

○教育部長（宮里敏郎）この件については、私たちとしては慎重に取り扱いたいということをお願いしたいという考えでおりますけれども、委員会として、それを再度、協議会の場で求められれば、それには対応したいと思います。

○委員（川添公貴）落口委員がおっしゃる意味は、本市の児童生徒のことであること、それから教職員のことであること、暴力——になるかどうかかわかりません。その障害の、まあ事案がわからないんで。

ここで考えられるのは、まず15歳以下であるということ、未成年ですよ、「少年」扱いになるということ。それから、いろんな状況があるということ。それから、これは刑事罰に匹敵するかどうかはまた、わかってないということ、それから民事なのかわかってないということな

んで、できれば、こういう将来のある子どものためなんで、落口委員がおっしゃる意味は、それなりに、委員会に個別に来ていただいて情報共有を図りたいという意味だろうと思います。

ですので、委員会で報告しろとかということじゃなくて、そういう場で、共通した認識を持って、本市の児童生徒、保護者、含めて、やはり守っていかなきゃいけないという気持ちだろうと思います。同じ気持ちだと思いますよ。だから、そういうことで、委員長の取り計らいはよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（徳永武次）じゃあ、落口委員、今の形でいいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、教育総務課、学校施設整備室及び学校教育課を終わります。

△文化課の審査

○委員長（徳永武次）次は、文化課の審査に入ります。

△議案第64号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）それでは、審査を一時中止しておりました議案第64号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○文化課長（羽田美由紀）それでは、議案第64号令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、文化課分の歳出予算について御説明申し上げます。

まず、各会計予算書・予算に関する説明書の37ページをお開きください。

10款教育費5項社会教育費2目文化振興費における補正予算額1,127万9,000円のうち、文化課分は696万9,000円を追加するものであります。

内容につきましては、事項名、文化財保護事業

費５６３万円で、古墳調査事業に係る経費と薩摩川内の大綱引き調査事業に係る経費の増額であります。次に、事項名、文化振興事業費１３３万９、０００円で、特定離島ふるさとおこし推進事業の採択による増額であります。

それでは、それぞれの事業につきまして御説明申し上げます。

別途、令和元年度第１回補正予算の概要の８ページをお開きください。

(１)－１３、トンボロ芸術村事業につきまして、補正額は１３３万９、０００円の増額でございます。

このトンボロ芸術村事業は、甑島の豊かな自然風土を素材とした写真、絵画、俳句、書道の芸術作品を島内外から募集する公募展を核として、地域の特色を生かした文化交流、音楽活動などの地域間交流など、多彩な取り組みを甑島全島に広げて実施するものでございます。

事業費の主なもの、関東地区での大学生で構成するアーティスト団体「アンサンブル・ルヴァール」の招聘旅費、ワークショップや作品審査員の謝金及び句碑の設置費が主なものとなっております。

次に、１５ページをごらんください。

(２)－１５、古墳調査事業で、補正額は３１３万２、０００円の増額でございます。

現在、市内には１０カ所以上の古墳時代の墳墓が存在しておりまして、古墳公園として整備された横岡古墳や天辰寺前古墳以外に、未調査であった古墳時代の墳墓がございます。それらの総合的な調査を行い、川内川流域を一体と捉えた古墳群として保護と活用を図るために、文化庁の補助金を活用し、古墳調査事業を行う経費でございます。

事業費の主なものは、古墳調査に係る委託料が主なものとなっております。

次に、１６ページをごらんください。

(２)－１６、薩摩川内の大綱引き調査事業で、補正額は２４９万８、０００円の増額であります。

これは、川内大綱引が国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として選択され、文化庁の補助金を活用し、本調査を実施することに伴う追加の経費でございます。

事業費の主なものは、委員の報償費及び旅費、委託料が主なものとなっております。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、各会計予算書・予算に関する説明書の１２ページをお開きください。

１５款国庫支出金２項国庫補助金８目教育費補助金４節社会教育費補助金の補正額２８０万２、０００円でございます。

これにつきましては、歳出で説明いたしました古墳調査事業に対し１２５万３、０００円と、薩摩川内の大綱引き調査事業に対し１５４万９、０００円の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金の内示を受け、今回補正を行うものであります。

次に、１５ページをごらんください。

１６款県支出金２項県補助金８目教育費補助金４節社会教育費補助金の補正額は、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金３、０６１万５、０００円のうち、文化課分の３２８万２、０００円と国指定文化財等事業費補助金７万９、０００円でございます。

これにつきましては、歳出で説明いたしましたとおり、トンボロ芸術村事業につきまして、鹿児島県の特定離島ふるさとおこし推進事業の採択を得たことと、古墳調査事業につきまして、その財源の県支出金について、今回補正を行うものであります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質問願います。

○委員（井上勝博）古墳の調査ということで、あの大きな古墳が、あそこの新田神社とか、あーいったのが古墳なんだろうと思うんですけども、全市的に調査をしていくということで、今わかっている古墳というのはどのぐらいあって、そして、実際は古墳かどうかまだわからないとか、そういうものもあるんですか。そういったのも、ちょっと詳しく教えていただけますか。

○文化課長（羽田美由紀）現在、薩摩川内市内で、調査が以前行われたものですか、そういうものが１３カ所ほどございます。

今回、調査を先に進めてまいりますのは、端陵といいまして、新田神社の下の方にございます。その次に、安養寺丘古墳ですとか船間島古墳につきましては、３０年ほど前に一旦調査があったようでございますが、詳しい調査結果等が残ってお

りませんので、再度、川内川流域にございますこの13カ所の中から、5カ年で5カ所ほど選んで調査をいたしまして、報告書を5年目につくり上げるという予定で事業計画を組んでおります。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○文化課長（羽田美由紀）それでは、総務文教委員会資料の5ページをお開きください。

平成31年3月28日に、川内大綱引が薩摩川内の大綱引きとして記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択されました。これによって、先ほど6月補正の内容で説明いたしましたように、川内大綱引の本調査に係る経費の一部について、国の補助を受けることができるようになりました。

これまでの経緯につきましては、お手元の資料をごらんください。

今後の予定でございますが、6月1日に開催いたしました、第1回の調査委員会において決定いたしました事業計画に基づき、来年度の調査報告書完成を目指して、本調査を行ってまいります。

次に、6ページをごらんください。

令和元年5月20日に、鹿児島県内九つの市の武家屋敷群が「薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群「麓」を歩く～」というタイトルで日本遺産として認定されました。

内容につきましては、主要事項処理経過報告でもお知らせいたしましたように、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに合わせ、国内外からの観光客を各地域に呼び込む受け皿として文化庁が観光庁などと連携して平成27年度から100件をめどに認定しているもので、鹿児島県内では初めての日本遺産認定となりました。

今後は、6月29日に鹿児島県庁で開催予定の協議会設立総会において決定されます事業計画をもとに、構成自治体と連携を図りながら事業に取り組んでまいります。協議会設立総会の仮の名称でございますが、日本遺産「薩摩の武士が生きた町」魅力発信推進協議会となる予定でございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（杉蘭道朗）この「薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群」云々という部分でございますけれども、大変ありがたいことかなというふうに思っております。

直接的にまだ私どもも訪れたことのない、地域にも埋もれた、そういう文化的な文化財があるということですが、例えばの話で恐縮なんです、歴史資料館あたりで、この件を受けて何か企画展とか、そういうものを今後進めていかれるお考えはないのか、お聞きします。

○文化課長（羽田美由紀）令和元年度におきまして、今のところ、歴史資料館、川内まごころ文学館のほうで企画展のお話はまだ聞いてはおりませんが、今後、構成自治体九つの市で協議会を設立いたしますので、その事業計画の中で、各地域の歴史資料館ですとか川内まごころ文学館でもそういう企画展を行っていこうという流れになるかと思えます。こちらのほうでも努力して、企画展の開催をお願いしたいと思います。

○委員（杉蘭道朗）多くの市民の方含めて、薩摩川内市を訪れて、それで各地域に資料館等がございますので、一連の企画展をぜひやってほしいなという思いで、まあ計画されると思いますので、取り組んでいただければと思います。

要望です。

○委員（坂口健太）要望として1点だけ申し上げておきたいと思います。

日本遺産に関してなんですが、もちろん観光資源として生かすこともそうなんですが、同時に、これらの日本遺産について保存をしていくこともまた日本遺産としての制度ができた目的として捉えておりますので、こちらに当たっても取り組まれないかと思っております。

○委員（井上勝博）この「麓」を歩く」ということなんですが、ちょっと、この中に今、入来

温泉、諏訪温泉なども入っているわけですが、諏訪温泉が何か武家屋敷群との関係があるんだろうなというのは、ちょっと聞いたことはあるんですが、こういったのが入るのであれば、例えば樋脇の麓も、いわば入来（いりき）の麓と関連があると聞いているんです。

それで、そういったものも含めて、発掘なども考えていくつもりはないのか、お尋ねしたいと思うんですけども。

○文化課長（羽田美由紀） 今回、日本遺産のストーリーとして、鹿児島県の武家屋敷群が日本遺産として認定されました。また、こちらの薩摩川内市内のそういう麓地区に関する調査というものも、随時、こういう事業計画の中で行われているかと思えます。

○委員（井上勝博） ぜひ、樋脇の麓も地元の方などはやっぱり大事にしたいという思いがあるので、進めていただければという要望です。

○教育部長（宮里敏郎） 今の、樋脇麓の分については、我々も十分認識しております。ただ、今回の日本遺産については、この樋脇麓の分については構成に入っておりませんが、今後は、この樋脇のほうの麓については、貴重な文化財というか、そういう地域ということで理解しておりますので、そこについてまた、こちらのほうでも何らかの調査等についてはしていきたいというふうに考えているところです。

○委員（瀬尾和敬） 川内大綱引というのは、こととして第何回目になりますか。

○文化課長（羽田美由紀） 大まかでございますが、420年という年を迎えるかと存じます。

○委員（瀬尾和敬） 今、いみじくも大まかと言われたんですが、「大まか」と言われた理由は、恐らく、そういうしっかりとした文献とか、そういうのがぴしゃっと揃っていないからだと思えます。

だから、これを機会に、私は絶対、そういうのをぴしゃっとどこかから見つけ出すとか、そして明確に、「千何年から始まって」とかいうのをされるいいチャンスだと思いますので、そうすることで、やはり重みがみえてくると思います。ひとつ頑張っていただきたいと、これは強く要望しておきたいと思えます。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。

以上で、文化課を終わります。

△総務課の審査

○委員長（徳永武次） 次は、総務課の審査に入ります。

△議案第53号 薩摩川内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（徳永武次） まず、議案第53号薩摩川内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（古里洋一郎） それでは、議案第53号薩摩川内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案つづりは、その2、53-1ページからになります。説明につきましては、別冊の総務部の議会資料2ページをお開きください。

まず、改正の経緯でございますが、平成31年4月1日に働き方改革関連法が施行されたことに伴いまして、人事院規則が改正されております。これに準じて、時間外勤務命令を行うことができる上限を定めるものでございます。

改正内容につきましては、条例では規則で定めることとしており、規則により、まず、時間外勤務命令の上限を月45時間、年360時間の範囲を原則として定めようとするものでございます。ただし、他律的業務——これは、業務量、業務の実施時期などをみずから決定することが困難な業務、この他律的業務の比重が高い部署の職員は、月100時間未満、年720時間かつ複数月に平均80時間の範囲を原則として定めようとしているものでございます。また、特例としまして、大規模災害への対処などの重要な業務に従事する職員等は、上限時間を超えて時間外命令を命ずるこ

とができるように定めております。

最後に、施行日でございますが、改正条例の公布の日とするものでございます。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） この100時間というわけですが、100時間未満ならいいということなんですけど、これは月に二十日間働いたとして、1日5時間という、非常に長い、長いて……。二十日間として、月100時間未満ということですよ。——まあちょっと、済みません。月100時間というのが、これは残業ですよ、いわば。でしょう。月100時間未満ということは、100時間なら、まあ9時間ならいいという。しかし、それを二十日間で勤務したとして、1日5時間ということになりますよね。そうすると、こんな長い時間を許していいのかという問題はあるんですが、その辺についてはどういうお考えなんですかね。

○総務課長（古里洋一郎） まず、この規則につきましては、職員のやっぱり健康管理を目的に定めているものでございまして、管理職とか、職員の時間外の制限ということでございます。

ただいま井上委員が言われました100時間未満ということであれば、二十日間なんですけども、一応、土曜日・日曜日、週休日について勤務することもやはりございますので、そのときにやっぱり1日、平日の勤務でも8時間ございますので、まあ一律二十日間だけではなくて、一月ということになりますので、ただ相当な時間外になると思いますので、やはり健康に留意していかないといいけないというふうには考えております。ただ、週休日は、計算の中には入っております。

○委員（井上勝博） まあ働き方改革というふうに言うけれど、現実には、こういうことも許されると。

例えば、これ職員は他律的業務の比重が高い部署に勤務する職員ということですが、例えば今、約1,000人の職員がいますけど、何割ぐらいになるのか。

それと、いわば嘱託員とか臨時職員とかは、これには当たらないのかどうか。——これは当たらないと。まあちょっと、その辺説明いただきたい

んですけど。

○総務課長（古里洋一郎） まず、実績がどれぐらいあるかという点なんですけども、一応30年度の実績で申しますと、他律的、100時間を超えている部分については年間で13名でございました。月でいけば1名です。100時間の他律的を超えている部分です。

ただ、あと臨時嘱託員については、これまでの少しのやっぱり時間外というのは出てくると思いますけども、先ほど言いました、この月45時間を超える部分はないというふうに考えております。

あと、他律的業務ということで、例えば今回、昨日閣議決定されました参議院選挙、あと3週間ほどしかありませんので、そういう業務というのについてはかなり業務量が多くなるというふうに考えております。

○委員（井上勝博） 実績ということで、去年、13人が100時間を超えたということですね。

いや、私が言ったのは、この他律的業務の比重が高い部署というのは、部署数が、総部署数がどのぐらいあって、これに値する部署数は何割ぐらいになるのかなということなんですけど。

○総務課長（古里洋一郎） まず、他律的を超える部署につきましては、四つの課でございます。かなり少ないです。部署数でいけば、大体10分の1以下であると思っております。課所数でいけば、かなり少ない課でございます。ただ、業務内容につきましては、やっぱり短期的な業務、短期集中型の業務のところであるというところがございます。

○委員（井上勝博） 例えば税務課とか、いわば季節的に非常に多忙な課が税務課とかあると思うんですが、税務課なんかが入ったりするんだろうかと思うんですけども、その辺の確認です。

それと、じゃあ、ほかの部署については、これは「45時間以内にしなさいよ」ということで、いわば、これはもう「守りなさい」ということになるということですね。その辺を確認したいんですけども。

○総務課長（古里洋一郎） 先ほど言いました、やっぱり超える部分というのは、先ほど言われました選挙、前回でいけばやっぱり選挙もありましたので、選挙事務とか、やはり税務課の職員、あるいは、昨年度はなかったんですけど、災害とか

発生すれば、そういう部署についても出てくるか
と思っております。

あと、対策につきましては、一応、施行された
後には45時間以内という形で所属課長のほうに
徹底して通知をして、管理していただきたいと思
います。もし超える部分については、きちんと、
その超えた部分の要因を分析して、総務課のほう
に報告していただいて、常態的にならないように
留意していかないといけないかと思っております。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めま
す。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありま
せんか。

○委員長（徳永武次）ただいま討論の声があ
りますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）その他律的業務の比重が高
い部署が少ないとはいえ、月100時間未満とい
うのは、要は100時間というのは過労死ライン
と言われているラインでして、その過労死ライン
ぎりぎりまでは構わないよという働き方というの
は、これは改革には値しないということで、私は
反対いたします。

○委員長（徳永武次）次に、本案に賛成の討
論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）次に、反対の討論はあ
りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）これで討論は終わります。

採決します。採決は起立により行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めるこ
とに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（徳永武次）起立多数であります。
よって、原案のとおり可決すべきものと決定しま
した。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を
行います。

当局に説明を求めます。

○総務課長（古里洋一郎）総務部の総務文教
委員会資料1ページのほうをごらんください。

今回、会計年度任用職員制度の概要について、
報告させていただきたいと思います。資料により
説明いたします。

まず、今回の制度の目的と趣旨でございますが、
地方の厳しい財政状況が続く中、全国的に臨時・
非常勤職員が増加傾向にあり、より適正な任用勤
務条件を確保することが求められるということから、
平成29年5月に、地方公務員法及び地方自治法
の一部を改正する法律が施行されました。それ
に伴いまして、本市においても、現在の嘱託・臨
時職員の任用根拠を、令和2年度から見直す必要
が生じてきております。

趣旨でございますが、（1）は、特別職の任用
の厳格化とありますが、専門的知識・経験等に基
づき助言・調査等を行う職に特別職を限定し、守
秘義務などの服務規律を徹底しようとするもので
ございます。

また、2番目は制度の明確化ということで、会
計年度任用職員制度が創設されます。会計年度任
用職員については、期末手当の支給が可能となり
ます。

2番目の概要でございますが、下の表で説明さ
せていただきます。

地方公務員会計年度任用職員は、一般職と位置
づけられ、勤務時間の設定によりフルタイム、
パートタイムに区分されますが、今本市は、勤務
時間が限られておりますので、パートタイムで設
定しようかと考えているところでございます。

下の表でいきますと、まず、現行の嘱託職員と
臨時職員との比較でございますが、公募採用につ
きましては、嘱託職員は公募の上、書類審査、面
談等で採用しております。臨時職員は、事前に履
歴書を提出し、書類審査、面談等で採用されてお
りますが、今回、会計年度任用職員につきまして
は、全て公募の上に採用するということになります。
ただし、1カ月間の条件つき採用がございま
す。

任期は1年以内、これは変わりません。ただ、

任期の更新につきまして、現行の嘱託職員は原則5年更新できるということの制限がございます。逆に、5年しかございません。臨時職員については、1年雇用が上限で、その後は6カ月の空白期間を設けることになっております。今回、会計年度任用職員は、人事評価を行った上に再度の任用ということができるとなっております。ただし、公募を行うかどうかということにつきましては、これについては現在、年数につきまして検討しているところでございます。

服務については、これまで嘱託職員・臨時職員とも一部地公法のほうを準用しておりましたが、会計年度任用職員は、地方公務員法の適用となり、分限・懲戒処分の対象にもなります。また、人事評価は、これまでではなかった部分が、会計年度任用職員は人事評価を行うことになります。

勤務日数につきましては、嘱託職員は原則17日以内です。臨時職員は月15日以内でございますが、これにつきましては、いろんな職がございますので、区分ごとに設定していきたいと考えております。

勤務時間も、今、嘱託職員・臨時職員のほうがありますが、区分ごとに設定していきたいと考えております。

給与につきましては、嘱託職員、報酬、時間外等の割増し報酬、通勤費用に係る費用弁償がございます。臨時職員は日額賃金でございますが、会計年度任用職員になりますと、嘱託職員の部分の給与とあわせて期末手当、先ほど言いました支給可能となっております。ただ、この支給についても、現在検討中でございます。

休暇につきましては、年次有給休暇、特別休暇ございますが、少し手厚い特別休暇のほうになると思います。あと、育児休暇については、これまでどおり、嘱託職員と同じく育休制度も対象となるということでございます。

3番目に今後のスケジュールございますが、先ほど申しました職の区分、任期、勤務時間、日数、報酬、これにつきましては今現在調整しているところでございまして、今回、詳細なことにつきましてはお知らせできませんが、次回の9月議会のほうに制度設計後の詳細については説明し、条例案を上程させていただく予定でございます。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明が

ありましたが、これを含めて、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴） 会計年度の任用職員に移行する。嘱託職員が現在5年以下ということなんで、仮に、嘱託職員になって、今1年目とか2年目とかという方がいらっしゃると思うんで、その方が令和2年からこれの適用対象となるということになると、採用形態は、そこで打ち切るんですかね、それとも継続するのか。まず、そこが一つです。

というのは、給与体系が全く違ってくるということ、それから身分保障が全く違うということ。それから、法的——正社員とか懲戒・分限・免職とかって、いろいろそういうのかかってくるんで、それらを踏まえて移行するのかどうかというのを教えてもらいたいと思います。

○総務課長（古里洋一郎） 今現在検討しているところなんですけど、ただ、川添委員から言われたとおり、今いらっしゃる嘱託職員につきましては、来年度公募する際にはまたいろんな服務、いろんな条件等も変わりますので、できれば公募の上で、応募していただいて、希望があれば採用試験という形になると思います。とりあえず継続ということじゃなくて、新たな制度でのスタートという形で考えているところでございます。

○委員（川添公貴） わかりました。もう、全員打ち切りということですね、今年度で。全員打ち切って、再度、公募をするということですね。

そうしたときに、地区コミなんかの主事さんなんかも嘱託職員ですよ。これは、いろんな地域行事とか関連があって、なかなか、いろんな、能力がある方じゃないと務まらないわけなんですけど、それらも全て含めて、平成元年度3月31日で打ち切って、公募をかけると。極端に言えば、そういうことでしょうか。今、答弁はそうだったと思うんですけども、間違いないですか。

○総務課長（古里洋一郎） 一応、公募をまたしていただいて、その方々は応募していただいて、当然、応募された中での採用面談等においての試験、選考ということになると思います。

ただ、職種によっては、どうしてもやっぱり、継続していかないと業務等ができないというところについては、今各課と協議をしているところでございますので、一律全部ということではなくて、もしかして業務によっては継続する、あるいは優

先するということも出てくるかと思いますが、そこについてはもう少し各課との職区分等の検討をさせていただきます。

○総務部長（田代健一） 今回の改正を行います会計年度任用職員の導入につきましては、これまで明確な法的な位置づけがなされていなかった、公務員の非常勤職について、法整備がなされたので、それに乗っけていこうという取り組みでございます。

したがって、現在、嘱託員として仕事をいただいている嘱託職員の方につきましては、現在も、原則公募の中で、勤務状況等を見てそれぞれの所管課で判断した中で翌年の継続をするかという判断のほうをしております。

と申し上げますのが、嘱託職員については非常勤の職でございますので、毎年毎年、その職が必要かどうかについての判断を行うというのは一応やった上で、継続あるいは新規での公募というのをやっておりますので、その流れ自体は変わりません。

ただ、委員のほうからお話ございましたように、来年度につきましては、身分自体が変わると。それに伴って、権利、義務それぞれ違ってまいりますので、それぞれの雇用されている側の意向というのを再度、全て確認する必要がございます。その手順を踏んだ上で、継続での雇用を希望されるか、そして職場について、その職が、会計年度任用職員になったときに引き続き業務内容として置かれるのかどうかというのを、これから各所管課のほうと調整をいたした上で、来年度の公募あるいは現在いらっしゃる方の取り扱いをどうするのかというのを決めてまいりますので、先ほど課長が申し上げた部分の原則公募というのは間違いございませんけれども、その中で、今、働いていらっしゃる嘱託職員の人が会計年度任用職員として引き続き雇用がなされるかというのは、これからのそういった各課所の業務内容等の調整の上で決まるということで御理解いただきたいと思います。

○委員（川添公貴） いや、いや。公募によるということになっているんで――継続してほしいということと言ったんじゃないですよ。じゃなくて、公募によるのであれば、一旦、元年度でこの嘱託職員制度が終わるということになると、そこで平

等にみんな応募ができなきゃいけない、ですよ。平等でないといけない。

「ある特定の事務に関しては、これは別です」とかいうのであれば、私は、そうであるとするならば、明確に、「この職種と、この技能職に関しては移行をします」というような明確なところを、まあ９月でいいですから出していただかないと、やはり公平性がないと思うんですよ。全て公募になって、さっきの嘱託も公募なんだけど、新たに公募してもらえばいいですよという答弁だったんで、公募をするに当たって、皆さん１００人、１００％公募に出したとしても、「いや、そのうちの１０％は継続させます」といえば、不公平です。市民に対する不公平がある。だから、最初の９月の時点で、「この職、この技能と、この技能に関しては継続があります」というのを明確に最初で打ち出したほうが、私は平等だと思います。

公募だから。ねえ、でしょう。わかるでしょう、私が言っているのは。だから、９月の時点で結構なんで、それまでにちょっと時間的に余裕がないかもしれませんが、ある程度精査していただいて。

例えば、地区コミ職員って主事さんですよ。特定の地区に従事して、彼女しかわからない仕事があるやもしれません。例えば電気技師とか、それから設計士とかって仮にあったとしたら、これは特別な技術ですよ。そういうものに関しては、そういう形でやりますというような枠を設定した形で９月に提案いただければありがたいと思いますけど、どうでしょう。

○総務課長（古里洋一郎） 原則公募としていきながら、各所管課のほうと協議をしていながら、そういう形で区分というのを確認して、また次のときに示していきたいと思っております。

○委員（井上勝博） これを見て、例えば、私が嘱託職員だったとして、会計年度任用職員制度が来年から始まるという面で、例えば収入はどのようになるんだろう、勤務時間はどのようになるんだろう、休暇はどのようになるんだろう、それから仕事の内容的には専門性が求められてくるんだろうとか、そういう疑問というのは出てくると思うんです。

だから、ただ制度の説明じゃなくて、嘱託員にとって、メリット、デメリットは何なのか。臨時職員にとって、メリット、デメリットは何なのか

と。こういうやっぱり説明をしていただければありがたいなと思うんですが、それがどうなんでしょうかということと、再任用の場合については、これは当たらない、再任用については関係ないのかどうか、この確認なんですけど。

○総務課長（古里洋一郎） 今、井上委員のおっしゃった、まず嘱託職員の立場としてのメリット、デメリット。これについては、やっぱりいろんな面で出てくるとは思いますけども、もう少し制度の構築をさせていただいて、また嘱託職員にもきちんと説明をしないといけないとは思っておりますので、そちらについては少し時間をいただきたいと思っております。

あと、再任用につきましては、全く再任用はまた別な制度でございますので、再任用の職員については該当いたしません。

○委員（落口久光） 先ほど川添委員も言われていた、その一般公募というところで、契約期間が切れたタイミングで、どうしても——もし、人がかわった場合です。今まで勤めていた方が、もうリタイアしたいというのも含めてで、人がかわるときに引き継ぎって要るじゃないですか。この引き継ぎの場合に、普通は、契約が先月末まで、次の人が翌月1日からとかいうふうにしたときに、期間的には引き継ぎができないわけですよ。でも、実務的にはダブらせて引き継ぎをさせないといけないと思うんですけど、その場合に、契約期間とかダブるような制度になるんでしょうか。

○総務課長（古里洋一郎） まず、任用期間は原則、今1年でございます。3月までです。継続する、更新する方もいらっしゃると思うんですけど、今の段階でも一応5年が上限ということになっておりますので、新たなまた嘱託員のほうが出てきたら、前の嘱託員との引き継ぎというよりも、一応、職員のほうが、きちんとその業務というのは把握している部分がやっぱり多いと思いますので、職員のほうが課題とか問題点も含めて引き継ぎをして、4月の新たな方に引き継いでいくと思うんですけど、ただ、中身によっては当然必要な部分も出てくるとは思いますので、そういうところについては各所管課のほうと協議をして、そういう必要なところについては、スムーズな移行ができるような形を協議はしていけないといけないと思っております。具体的に一つ一つというのは

また協議をしていきます。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（持原秀行） 本制度、なかなか問題がある任用制度だと私は思うんですよ。ただ、先ほど説明されましたよね。重要な仕事をされてて、嘱託で5年間おって、切れて、また——今、落口委員も言われましたけれども、引き継ぎ期間があると。課によっては、臨時的に早く来てもらって引き継ぎをしているというような状況も多分、私はあると思うんです。

先ほど説明の中で、なぜ会計年度任用職員制度が始まったかというのもその内容的にわかりますが、私としては、やはりそういう重要な仕事を、嘱託員という、5年間という、継続をして5年間の——1年1年、任用をかけてですよ、5年が上限ということで、もう外せられない職務にあるということは、私はやはり正職員を与えるべきだと思うんです。

もう極端に、ことし1,009名になっておりますが、医療職とか消防職、教育委員会、これを引けば、七百数十名しか多分、一般職はいないと思いますよ。だから、そういう意味では、私は、正職員が足りない。非常に重要な仕事をそういう臨時・非常勤の方にやって、四百数十名おられて、その中で今行政が回っているということだと思うんです。

もうちょっと、住民サービスの観点から考えると、私は、この制度を充実するよりも、正職員をふやしていく。そうすると、やはり、もうちょっと皆さん方がメンタル部分になっている方も多いので、こういうところをどうにか、並行して、正職員をふやすという考え方も、どっかないですか。

○総務課長（古里洋一郎） 今おっしゃったとおり、職員と、今は再任用職員と、嘱託職員、臨時職員等で構成されておりますけれども、きちんとしたやっぱり雇用の明確化という形で、今回、このような制度ができました。

ただ、フルタイムじゃなくて、やっぱりパートタイムという形の部分もありますので、一般職と

いう形で任用されていきますので、これまでも協議をする中で、やはり職員への職員再任用も含めた形で少し将来的な部分も検討すべきじゃないかという意見も出ておりますので、今後、再任用の動向等も含めながら、職員の動向も含めながら、この会計年度任用職員をどのような形のどのような職で生かしていくかというのは、少し検討をさせていただきたいと思っております。

○議員（持原秀行）今度の新しい制度で入る中に、この中で勤務とか、やはり非常に厳しい状況が入ってきております。この勤務に見合った賃金体系をぜひお願いしたいと思います。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

以上で、総務課を終わります。

△秘書室の審査

○委員長（徳永武次）次は、秘書室の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
以上で、秘書室を終わります。

△文書法制室の審査

○委員長（徳永武次）次は、文書法制室の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願

います。

○委員（井上勝博）例の情報公開なんかはよく使わせていただいているわけですが、ちょっと仕組みについて教えていただきたいんですけども。

文書を公開してほしいというふうに要求した場合に、職員の方が来て、こういう文書があるかどうかということについて確かめるわけですね。その際に、やっぱり請求者の名前は、いわば秘密にするというか、そうしないと請求しにくくなるということで、なっていると思うんですけども、この辺が、その請求者の名前がちゃんと知られないようにするというための、その担保といいますか、どんなふうな仕組みでそういうふうになっているのかなと。その仕組みの説明をいただければと思うんですけど、どうなんでしょうか。

○文書法制室長（川畑 央）請求者の個人情報執行機関内での保有範囲という意味でよろしいでしょうか。

○委員（井上勝博）今ちょっと言われたんで、例えば議会で今、情報公開が求められてくる。そうすると、名前が伏せられているわけですね。これはなぜか、なぜそういうことをするかというと、情報公開を求めている人が、情報公開をしやすいようにという、そういうことで、国がそういう規則で決めたのか何なのかわかりませんが、進められていると思うんです。

そうすると、「この文書ありませんか」と尋ねて行った場合に、職員の方が来られるわけです。そうすると、顔を合わせると「この人だな」というのをわかるわけですね。それが、他に広がらないための仕組みがあるんだろうかと。もう、その人たちの守秘義務だけでされるのかどうかと。上司と相談しながら文書を揃えたりするわけですが、その際に、職員間でも、その辺の守秘義務が守られるような仕組みになっているんだろうかと、こういうことなんですけれども。

○総務部長（田代健一）情報公開に限らず、行政処分としての申請があった場合の申請者の取り扱いと同一になりますので、もう私のほうでお答えしますが、情報公開法に基づく開示請求についても、行政処分としての申請になります。申請を行ったものについては、個人情報に当たりますので、他の方法で公開されることが前提とされていなければ、原則、守秘義務が課されます。

ですので、それについては、市民課窓口で同様な申請を行った場合の個人の申請者の名前と同様な取り扱いということで、原則としては、関係する職員以外に対しては守秘義務は課されますので、ほかにその情報が漏れないようにというのの取扱いはなされます。これについては、情報公開条例に基づくものだから特別の取り扱いをするということではなくて、他の申請についての申請者の個人情報と同じ取り扱いの範囲で守秘義務が課されます。

ただ、御指摘のように、情報公開につきましては、申請者が申請する場合は文書の特定のために一定の手続を踏まないといけませんので、情報公開コーナーというのを別室設けて、そこで対応するようにということでの配慮はいたしているところでございます。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、文書法制室を終わります。

△財政課の審査

○委員長（徳永武次）次は、財政課の審査に入ります。

△議案第64号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）それでは、審査を一時中止しておりました議案第64号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財政課長（鬼塚雅之）第1回補正予算について御説明いたしますので、予算書の10ページをご覧ください。

2款5項1目森林環境譲与税は、国の制度改正により創設された森林環境譲与税の譲与見込み額を計上するものであります。

次に、18ページをご覧ください。

19款1項1目財政調整基金繰入金は、今回補正に伴う財源調整として繰入金を増額するものであります。

次に、19ページをご覧ください。

22款1項1目総務債では、上之湯集会所解体事業に係る財源として集会所整備事業債を計上し、5目農林水産業債では、林道桜之木線舗装事業及び林道椿線法面改良事業に係る財源として林道建設事業債を計上し、6目商工債では、市比野温泉ポケットパーク整備事業に係る財源として観光施設整備事業債を計上し、7目土木債では、開戸橋耐震補強工事に係る財源として橋梁整備事業債を計上し、8目消防債では、小型動力ポンプミニ積載車の更新に係る財源として消防防災施設整備事業債を増額するものであります。

最後に、地方債補正について御説明いたします。

7ページの第3表地方債補正をご覧ください。

地方債補正では、集会所整備事業などの四つの事業を追加するとともに、消防防災施設整備事業の限度額を変更するものであります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第70号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）次に、議案第70号令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財政課長（鬼塚雅之）第2回補正予算について御説明いたしますので、予算書の7ページをご覧ください。

19款1項1目財政調整基金繰入金は、今回補正に伴う財源対策として繰入金を増額するものであります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、議案第70号については、質疑が全て終了しましたが、本案の討論、採決については議案第64号の討論、採決後に行います。

それでは、ここで議案第70号の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴）純繰り越しが17億4,400万円ほどあったと思うんですが、法定繰り入れをどれくらい望んでいらっしゃる。教えてください。財政調整基金に繰り入れをしないといかんでしょ、法定で。大体50%で決まっているんですけど、それ以上にやるのか、やらないのか。どれくらい。

○財政課長（鬼塚雅之）ただいま純繰越金に係るその積立金の話ということでよろしかったかなと思いますけれども、まず、当初予算で、繰越金を見込み額として10億円を計上しております。それに係る当初で、5億円を積立金として計上しております。ですので、17億円、純繰り越しがありましたけれども、もう先に10億円計上しておりますので、実際は7億円が、今後、補正財源として使えることになります。

ただし、先ほど委員おっしゃったように、2分の1は積み立てを財政調整基金のほうにするようにしてございますので、結局は7億円の半分、3億5,000万円ほどが今後の補正財源として――正確には、今計算しましたら、法定積み立てをした残りの補正財源として実際使えるのが3億7,228万1,000円という形になります。これが、今後の補正財源として使えるお金ということになります。

○委員（川添公貴）よく言われるんですけど、「入りをはかりて出るを制す」って、これは行政用語であって、我々議員側は、「入りをはかりて出るをはかる」というのが、なんですよ。

3億7,000万円、補正予算の大枠があるんであれば、事業が未完結のところがたくさんあるんですね。当初予定していた期間内でできない、延びそうだというようなところがありますので、財政のほうから、こういうお金があるからどんどん使ってくれと、いうことを言っていただければ。橋も早くかかるということですので、よろしくお願いします。

○財政課長（鬼塚雅之）今委員おっしゃったことも踏まえ、財政課としては、全体のバランス、それから緊急性、必要性を考えながら財源措置をしていきたいと思っておりますので、今の意見も踏まえながら、今後、予算査定を行っていききたいと考えております。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、財政課を終わります。ここで休憩します。再開は13時とします。

~~~~~

午前11時57分休憩

~~~~~

午後 0時57分開議

~~~~~

○委員長（徳永武次）休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### △財産活用推進課の審査

○委員長（徳永武次）次に、財産活用推進課の審査に入ります。

---

#### △議案第69号 薩摩川内市本庁舎空調設備更新工事請負契約の締結について

○委員長（徳永武次）まず、議案第69号薩摩川内市本庁舎空調設備更新工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財産活用推進課長（園田克朗）それでは、議案綴りその3、69―1ページをお開きください。

今回、締結したい契約の内容につきまして、契約の目的は、薩摩川内市本庁舎空調設備更新工事です。

契約の方法は、総合評価一般競争入札による契約で、契約金額は、3億7,180万円となっております。

契約の相手方は、永留・佐藤・小園特定建設工事共同企業体であり、代表者が永留電気工業、代表取締役永留博文氏で、構成員が佐藤電機株式会社、株式会社小園建設であります。

次に、議案第69号の議会資料の1ページをお開きください。

1、事業概要としましては、本館、東別館、南別館の空調機器について経年劣化等により更新工事を実施するものでございます。

2、工事概要としましては、ガスヒートポンプ方式による空調設備更新で、室外機27台、室内機212台の整備になります。建物ごとの台数は記載のとおりであります。室外機につきましては、本館と南別館の屋上並びに1階屋内駐車場入り口横に架台を設け設置する計画です。

3、工期は、議決の日から令和3年2月26日までの約20カ月間で、令和2年度までの継続費を設定してございます。

4、主な工事内容としましては、建設工事として、室外機置場建設、屋上倉庫解体・防水工事、天井改修工事。

電気設備工事としては、既設動力盤・電灯盤改修、室内外機への電源供給及び制御線の設置。

機械設備工事では、新設空調機・冷媒配管の設置、既設空調機等の撤去・処分などでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり

可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第64号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算について

○委員長（徳永武次）次に、審査を一時中止しておりました議案第64号令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算についてを議題とします。

○財産活用推進課長（園田克朗）それでは、予算に関する説明書、20ページをお開きください。

2款1項5目財産管理費のうち、財産一般管理費の閉校跡地利活用促進補助金の1億500万円でございます。

今回、旧高江中学校及び旧東郷中学校の利活用が図られる見込みになりましたので、2校分の閉校跡地利活用促進補助金をお願いするものでございます。

詳細につきましては、総務文教委員会資料の2ページをお開き願います。

まず、旧高江中学校の利活用について御説明申し上げます。

1の事業の内容ですが、閉校跡地を活用したスポーツ拠点施設事業で、屋内体育館をバドミントンの指導の場として、校舎を宿泊施設、食堂、テナントとして、グラウンドをサッカー場として利用されます。

事業箇所は、校舎及び土地で貸付を予定されております。

事業実施予定日は、令和元年12月に開始予定です。

雇用計画としては、正社員1名、パート5名でございます。

施設整備に係る概算事業費は、1億5,800万円で、補助金額として約8,000万円を見込み、今回、補正予算をお願いしているところでございます。

地域貢献策としては、地域の雇用、グラウンドや体育館の地域利用や朝市の開催など、連携を図ることとしていらっしゃいます。

事業者は、株式会社H I G A S H I、代表は東峯生氏で隈之城在住の方でございます。

東氏は、バドミントンの全国大会で優勝するような方で、現在も川内アリーナなどでバドミントン教室をされていらっしゃいます。

その他として、本年4月8日、峰山地区コミから承諾書が提出されました。

4月25日付で奨励措置適用事業者に指定しております。

事業者は賃貸借契約を希望されており、年間約225万6,000円の賃借料となります。

文部科学省の財産処分承認申請も提出済みで、補助事業完了後10年以上経過しているため、学校施設整備のための基金を積み立てることで国庫納付金の返納が不要となります。

また、校舎の増築に電源立地地域対策交付金が充当されていますので、約140万円の国庫納付金を返納予定でございます。

続きまして、3ページをお開きください。

旧東郷中学校の利活用について御説明します。

事業の内容ですが、閉校跡地を活用した宿泊研修事業で、校舎を宿泊施設、研修施設として、グラウンドを部活動等で利用されるものです。

事業実施予定日は、令和2年4月開始予定で、雇用計画としては、正社員1名でございます。

施設整備に係る概算事業費は3億2,000万円で、補助金額として約1億円を見込まれています。

なお、施設整備については、本年度から3カ年間で計画であり、令和元年度は、耐震工事の概算事業費として約5,000万円で補助金としては2,500万円を補正予算としてお願いしているところでございます。

なお、令和2年度から3年度までの補助金につきましては、債務負担行為を今回の補正で7,500万円お願いしているところでございます。

地域貢献策としては、地域イベントに対する協力連携を図ることとしています。

事業者は学校法人神村学園でございます。

その他といたしまして、4月11日に斧淵地区コミ会長から承諾をされ、14日の総会で地区コミへは報告されています。

事業者は、土地建物の売却を希望されており、

売却価格としては、約2,550万円となります。

6月11日、適用事業者として了承されております。

校舎は、補助事業完了後10年以上経過しているため、基金に積み立てることで補助金返納は不要となります。

以上2件の利活用につきまして、補正予算をお願いしておりますが、現在、事業所が設計事務所、金融機関等と事業内容の調整中であり、最終の事業費は固まっておりますけれども、今後、補助金交付申請時におきまして、事業費が固まる予定でございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、予算に関する説明書の18ページをお願いいたします。

19款1項60目市有施設保全基金繰入金です。閉校跡地利活用促進補助金に充当するものでございます。

続きまして、予算に関する説明書の6ページをお開きください。

上から1段目、遊休公共施設等増築及び改修助成事業で、今説明しました旧東郷中の利活用促進補助金に係るもので、令和2年度から3年度までの期間で、限度額としては、7,500万円でございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質問願います。

○委員（瀬尾和敬）閉校跡地の活用がこうやって進むということは、とても喜ばしいことだと思います。多少の補助金はしょうがないですけどもね。これはどういうふうな形でこういう旧高江中、それから旧東郷中の該当者を見つけることができたのか。

○財産活用推進課長（園田克朗）いろいろと広告掲載、ホームページにもアップしておりますし、それらを見る中で、うちのほうに問い合わせがありまして、具体的にどこどこ中学校のとかというよりもこういう制度があるというのを聞いている。学校を紹介、案内してもらえないかというようなことで、紹介する中で事業者さんがそういう場所するならここがいいということで、最終的に内容が詰まっているというような状況になっています。

○委員（瀬尾和敬）本市にはまだ閉校跡地というのはいっぱいあるわけで、今後もこういうのがどんどん続いていけばいいなという希望がありますけれども、心意気をちょっと教えてください。

○財産活用推進課長（園田克朗）今、こうしてまた2件出てきました。できるだけいろんなところで情報を提供しながら、具体的に事が進むように頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員（川添公貴）高江中学校と東郷中学校について、多分事業計画が出されていると思うんですが、年間利用者をどれぐらい見込んでいらっしゃるんですか。

○財産活用推進課長（園田克朗）高江中につきましては、いろいろな事業を展開される予定でございます。体育館事業ということでバドミントン指導の場としての利用、これにつきましては、収支計画で利用者数が収支のほうで出ているものですから、約600万円程度、それからショップとしては500万円程度、これはバドミントンのガットを張ったりとかそういう形です。宿泊が約900万円、IT関係が約400万円、テナント売り上げが150万円、食堂300万円というような形で合計で約3,000万円程度の収支を見込んでいます。

それぞれ人数がいろいろとカウントの仕方も違いますし、総数というのをなかなか押さえられませんが、例えば体育館事業につきましては、今現在もアリーナでバドミントン教室をしていらっしゃるということで、今、教えていらっしゃる方の半数程度はそのままこちらのほうでも参加してもらえというようなことで、約35人程度を見込んでいらっしゃると思います。

済みません。それとあと東郷中学校でございます。利用人数といたしましては、研修施設の利用人数としまして、2020年度で2,700人程度を見込んでいらっしゃると思います。

○委員（川添公貴）神村学園の東郷中学校は考えられているんですね。自校の生徒以外にも県外の対外試合等の宿泊施設を整備して2,000名ぐらいということですね。かなりたくさん来られる。

○財産活用推進課長（園田克朗）今言われた

とおり自校の分だけではなく、活用の方法といたしましては、県外からの部活動の対外試合をこちらの方でしたいというような意向も持っていていらっしゃると思います、それらの数も含めての数でございます。

○委員（坂口健太）私も閉校跡地利活用制度についてお伺いしたいんですが、だんだんときょう報告があった2校を含めて、利活用が進んできていると思うんですが、これまでの利活用が進んだところで、どうしても幹線道路であったり、比較的アクセスがよいところに利活用が、先に当然そちらが進むと思うんですが、なかなか進んでいないところについて、今後どのような対策をとられていくのかという方針をお伺いしてみたいと思います。

○財産活用推進課長（園田克朗）委員言われるとおり、やはり交通の便とか、そのあたりは事業者としてもまずそちらのほうからということになります。

地域の特性をいろいろと、その地域地域の特徴がありますので、そのあたりも事業者、問い合わせがあったところについては、そういうポイント等もそれぞれ案内しながら進めていきたいと考えているところでございます。

○委員（坂口健太）わかりました。交通アクセス以外にもそれぞれの地域の特徴がありますから、ぜひとも利活用いただけるように紹介いただければと思います。

もう一点お伺いしたいんですが、先日というか、昨年ですかね。より進められていました高城西中の閉校跡地の利活用について進捗状況を御報告いただければと思います。

○財産活用推進課長（園田克朗）ちょっと今高城西中の御質問がありました。高城西中につきましては、所管事務調査の中で、ちょっと報告でしようと思っていたところでございますが、ここでもよろしいでしょうか。

○委員長（徳永武次）いいですよ。認めます。

○財産活用推進課長（園田克朗）それでは、今、瀬尾委員のほうからは期待とかということも言われましたが、ちょっと残念な報告をしなければいけないという状況になっておりますので、先ほどとまことに申しわけございませんが、ちょっと高城西の状況を説明させていただきたいと思い

ます。

旧高城西中でございますが、白いキクラゲの栽培加工を計画しておりまして、大崎町の有限会社、羽子田人工授精所から計画実施に向けて設計をしていましたが、資金確保が難しいことから計画を断念すると6月21日に申し出がございました。地区の方々も期待されていた計画であったことから、非常に残念ではありましたが、今後、奨励措置適用事業者の取り消しの手続をとっていくことになります。

なお、市の利活用補助金については、まだ、交付をしておりませんでしたので、何ら影響はございません。

以上で、旧高城西中の白いキクラゲの栽培加工の状況を御説明いたしました。

**○委員（川添公貴）** これは、この2校を含めて概要等を全部説明されているのでわかるのですが、契約は、どういうぐあいにして契約を結ぶんですかね。何で聞かかという、過去、何とか館とかというところが、今、裁判になっていますよね。

だから、きちんと。例えば、心配したのはさっき聞いたのは、その売り上げがもし上がらなかった場合は赤字になるわけなので、そのとき、事業撤退という形がもしあらわれたときにちょっと心配するんですよ。地元としては活性化したいということなので。

東郷中の場合は譲渡ですから、譲渡の場合はどうなろうと関係ないんで、賃貸の場合は返ってくるわけなんですけど、ちょっとその辺が心配なんで、大きくざくっとどういう契約内容になるのかというのがわかれば、次回の委員会でもいいですから資料を出してもらっても結構ですし、今わかれば今でも結構です。

**○財産活用推進課長（園田克朗）** まず流れといたしましては、事業計画を出しています。最初、スタートは概要を市から説明をいたしまして事業計画書を出していただきます。その事業計画書には今後10年間の収支計画書、それから資金計画、借入れから返済見込みそのあたりを出していただいて、厳しい目で収支が10年間継続できるかということは審査をしているところでございます。

そのような中で、最終的に奨励措置適用事業者として補助金をもらえる事業者の認定をしています。その後、具体的に実施設計を進めながら最終

的に事業費がいくらかかると。それに基づきまして補助金交付をして、事業が完了するということになるところでございます。

今言われていらっしゃる、いろいろと心配をされる項目は私どもも十分抱えているところでございます。まず、審査の補助金の交付申請時におきましては、やはり資金計画におきまして融資を受けてのところが多々あるようでございます。そういうようなところにつきましては、もちろん銀行の融資証明書もあわせて提出していただきまして、銀行もある程度厳しい審査の中で、融資がされているということも把握した上で、対応しているところでございます。

また、将来的に想定できない事態が発生するというのはどこも一緒だと思いますが、条例により補助金の返還があることを十分説明するとともに、契約書には連帯保証人もお願いをしているところでございます。会社、法人だけではなくて、保証人、連帯保証人も個人をお願いして対応しているところでございます。

**○委員（川添公貴）** まず企業についての連帯保証人は社長個人でしょう。第三者ですかね。多分通常やるときは、企業の場合は代表取締役、もしくはその個人保証をとって連帯保証にするので多分それだと思います。

それと、銀行の融資署名ですね。これはパンパン出してくれるんですね。知ってますか。融資しなけりゃいいんだから。過去そういうのはできるんです、実際。

それで、私が言っているのは、契約内容はどういう契約なのかです。もし事業をやめるときは、現状で市に返しますとか。そういう契約で今言ったのはそこに至るまでの工程表なんで、こういう試算をしてこうしてこうしてと、これは書いてあるとおりです。契約が、きちっとそういう形でつくられるのか。それとも売買契約の場合はもう売買した時点で債権債務一切なしですから、そういう契約になっていると思います。そこは東郷はわかるんですよ、売りだからね。そこがどういう契約なのかなどと思っているんです。

もしあれだったら、後でいいです。

**○財産活用推進課長代理（藤園賢一）** 契約の内容について御説明をさせていただきます。賃貸借と、譲渡の場合でも基本的には条件を付しての

貸付、もしくは、条件を付しての売却になります。条件というのは事業計画に基づいた利活用をしていただくこと、10年間の条件をつけてございます。あわせて、今、川添委員のほうから御質問がありました、例えば事業徹底される場合、撤退は契約上契約期間短縮という方法で可能なんです、撤退される場合、おっしゃったとおり更地返還義務はつけてございます。ただ、市がいい更地返還義務は例えばなんですけれども、南瀬小学校、山田小学校、御存じのとおり宿泊施設に既に改修をしてございます。壁を取り壊して宿泊設備、シャワーをつけたりとかしてあります。それをもとの学校に戻してくださいというような契約ではございません。使える状態で、やりっぱなしでは返すということを、現状復旧をして返してください。使える状態で返していただくという意味合いで現状復旧義務はつけてございます。基本的には公有財産規則に基づく賃貸借契約書もしくは売買契約書を基本としておりますが、一つだけ違うのが賃貸借の場合、修繕義務を本来、通常は市が負います。基本的な修繕義務ですね。軽微なものは借主さんをお願いをするんですが、その部分についても双方協議をした上で御理解をいただいて、修繕義務は一切市のほうが負わない契約を締結させていただいております。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。  
ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○財産活用推進課長（園田克朗）1件報告をさせていただきます。

総務部分、総務文教委員会資料の4ページをお開きください。

健康増進法改正に伴う庁舎の喫煙対応について報告させていただきます。

1、健康増進法の一部改正により本年7月1日から行政庁舎は建物内禁煙、敷地内も原則禁煙となります。

ただし、特定屋外喫煙所を設置すれば敷地内の喫煙は認められています。

特定屋外喫煙所とは、①喫煙場所が区画されていること。ガイドラインでは線を引く方法でもよいとなっています。

②喫煙場所に標識を掲示すること、③通常立ち入らない場所であることなどでございます。

2、喫煙所の対応方針としましては、市民課前にある建物内の喫煙所は6月末で廃止といたします。

1階北側駐輪場横の喫煙所は特定屋外喫煙所として来庁者専用で使用することにします。

屋上の喫煙所は、特定屋外喫煙所として職員用で使用します。

各支所は、建物裏側の喫煙所のみを特定屋外喫煙所として使用します。

特定屋外喫煙所に対する対応としましては、全ての喫煙所に標識を設置します。

北側駐輪場横喫煙所に開閉式フェンスを設置します。

下の図面をごらんください。

開閉式フェンス位置は2カ所ありますが、その場所に開閉式フェンスを設置します。

なお、フェンスには鍵はかけずに往来は自由にできるようにするものでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めてこれより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。  
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。  
以上で、財産活用推進課を終わります。

---

#### △税務課及び収納課の審査

○委員長（徳永武次）次に、税務課及び収納課の審査に入ります。

---

△議案第54号 薩摩川内市税条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長（徳永武次） まず、議案第54号薩摩川内市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○税務課長（道場益男） 議案に関連いたしまして提出しております、総務部議会資料の3ページをお願いします。

概要でございます。（1）の個人の市民税につきましては、子どもの貧困に対応するため、個人住民税の非課税措置の対象に単身児童扶養者を加えようとするもので、その適用は令和3年度の課税分からとなるものでございます。

単身児童扶養者とは、事実婚状態でないことを確認した上で、支給されております児童扶養手当の支給を受けている方で、135万円以下の所得要件を満たしている一人親のこととされております。

それから、（2）の軽自動車税につきましては、消費税率引き上げに伴います軽自動車の取得時の負担感を緩和するため、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に自家用の軽自動車を取得した場合に環境性能割の税率を1%分軽減しようとするもので、表にありますとおり、特例措置を講じる前の税率が1%のものは非課税に、2%のものは1%にしようとするものであります。

次ページのウにつきまして、現行において、燃費性能等の優れた軽自動車を取得した翌年度の税率を軽減しております、グリーン化特例の適用期間を令和2年度分及び令和3年度分の2年間延長しようとするものであります。

エにつきましては、環境性能割の導入を契機としまして、グリーン化特例の対象を電気自動車等に限定した上で、適用期間を令和4年度分及び令和5年度分の2年間延長するというものでございます。

2は、この条例の施行期日並びに個人の市民税及び軽自動車税に係る各規定の適用区分となっております。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 消費税の増税とは特に関係ないですか。増税分を財源に使うとか、そういうこととは一切関係ないのですか。

○税務課長（道場益男） 増税分の活用ということでは、特に想定されているものでございせん。

○委員長（徳永武次） ほかにございせんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。  
これより討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 討論はないと認めます。  
これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 御異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次） 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。  
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。  
以上で、税務課及び収納課を終わります。

---

#### △契約検査課の審査

○委員長（徳永武次） 次は、契約検査課の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次） それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から説明を求めます。

○契約検査課長（橋口 堅） 契約検査課でございます。

平成30年度の建設工事の状況について御説明いたします。

総務部関係の総務文教委員会資料5ページをお開きください。

1、建設工事の状況、(1)年度ごとの入札状況ですが、平成30年度の入札執行件数は、合計で245件で、平均落札率は91.45%です。

(2)一般競争入札における工種ごとの開札状況ですが、左から3列目「うち工事品質評価型(成績条件付)」については、工事成績評定の平均点を入札参加条件とするもので、合計130件で全体に占める割合は56.8%です。

右から4列目は、予定価格の90%未満の額で応札があったときの施工体制調査件数ですが、125件で、全体に占める割合は54.6%です。

右から2列目の不調件数は5件、一番右端の同額での応札によるくじでの落札件数は119件で発生率は52%です。

次に、6ページをお開きください。

(3)一般競争入札における金額区分別発注件数の状況です。

1,000万円未満の工事が127件で全体の約55.5%です。

下の表、2、コンサル業務委託の状況ですが、総発注件数は67件で、平均落札率は86.11%です。

次に、7ページをお願いいたします。

上の表、3、一般競争入札の落札等の状況です。棒グラフが発注件数ですが、発注時期が上半期、下半期の当初に多くなっている状況です。

下の表、4、工種別の平均落札率の状況です。全工種、若干、前年度を下回っています。

次に、8ページをお開きください。

上の表、5、工事成績評定点の状況です。

平成30年度の評定については、最高点が92.4点で、最低点は59.6点です。

その下の表は、平均点の推移で、一番右の欄が各年度の平均点ですが、平成30年度は79.23点です。

下の表、6は、総合評価落札方式の実施状況です。

予定価格3,000万円以上の工事を対象としており、平成30年度は23件を実施し、平均落札率は94.1%です。

○委員長(徳永武次) ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(徳永武次) 質疑はないと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(徳永武次) 質疑はないと認めます。以上で、契約検査課を終わります。

---

#### △防災安全課の審査

○委員長(徳永武次) 次は、防災安全課の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

○委員長(徳永武次) それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○防災安全課長(佐多孝一) それでは、所管事務調査について御説明いたしますので、総務文教委員会資料の9ページをお開きください。

白和町で発見された不発弾の処理について御説明いたします。

これまで1から4までの不発弾に係る経緯等につきましては既に報告済みですので、5以降について御説明いたします。

5の不発弾処理日につきましては、不発弾処理調整会議の関係機関の方々と十分な協議を行い、6月30日を処理日として計画いたしました。

なお、天候等により実施できない場合は、7月14日を予備日として設定しているところでございます。

次に、6の立ち入り規制、交通規制等の考え方ではありますが、10ページの交通規制についての地図をごらんください。

発見現場から半径約300メートルを基本とする点線内区域を警戒区域とし、立ち入り規制、交通規制を設定いたします。

特に、国道3号につきましては、車の通行規制は行わず、東側、鉄道側のほうですが、こちらの歩道についてのみ歩行者等の通行規制をかけます。また、警戒区域内の川内地区の住民はすこやかふれあいプラザとひまわり友あい館を、平佐西地区の住民は川内中央中学校を避難場所として指定い

たします。

また、要配慮者、要支援者の方々につきましては、事前に個別訪問を実施し、それぞれの事情を踏まえて避難していただくことにしています。

最後に、7の当日の対応の概要です。

1 1 ページの不発弾処理工程表をお開きください。

午前8時に不発弾処理対策本部及び現地対策本部を設置し、災害対策基本法に基づき、警戒区域を設定し、8時半に避難開始、交通規制、立ち入り規制を開始いたします。

1 0 時半に避難者の最終確認、J R 九州、肥薩おれんじ鉄道運行の最終確認を行い、不発弾の信管抜き取り作業を実施いたします。

順調に進めば2時間程度で処理を終えることができますが、作業に困難を来す場合は、不発弾を切断する作業も考えられ、8時間以上かかる可能性もございます。

資料では、順調に進んだ場合を記載していますが、1 2 時半ごろ、第3回不発弾処理対策本部会議において信管抜き取り作業の終了を確認した後、対策本部から安全宣言を発出し、警戒区域の解除を行います。

1 3 時3 0 分ごろ、第4回不発弾処理対策本部会議を開催し、事故処理状況や避難者の帰宅状況等を確認した後、対策本部を解除し、処理終了とする予定です。

**○委員長（徳永武次）** ただいま当局の説明がありました。これを含めてこれより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（杉藺道朗）** 一般質問の中である程度お聞きしたんですけど、時間調整がまずくてもう後半ばたばたになりましたので、改めてお聞きしたいと思います。

まず、今ほど説明がありました、天候等により実施ができない場合ということでございますけれども、どの程度、大雨とかいろいろあるんだろうと思うんですけども、どの程度まではやりやすくなっているのか、まずそこを1 点お願いします。

**○防災安全課長（佐多孝一）** まず、天候等によりという部分につきましては、信管抜き取り作業、これは自衛隊の方々はもちろんされるんですけども、特に落雷が発生した場合はできないと

まず聞いております。それと、あとは、少々の雨の状況の中では、実施できるということでお伺いしていますが、あと予定されるのは、例えば、その日、市が災害対策を実施しなければいけないような気象状況が発生した場合には、もちろんそちらに従事しないといけないので、その際は天候等によりということで延期する可能性があります。

**○委員（杉藺道朗）** はい。わかりました。

きのうから何か台風の云々というものが流れていましたけれども、それといった状況下で、当日、3 0 日とはいえ天候がある程度予測はできたにしても、ちょっとこの処理が不可能になる状況下もあるやもしれませんので、そこはまたしっかり連携をとりながらされるんだろうなと思いますので、その件は理解をいたしました。

改めてお聞きしますけれども、私も現場に行ってみたんです。当然マンション建設用地ですので、周りにフェンスを張ってありまして、堤防側のほうは金網フェンスになっていまして、立ち入り禁止の表示はありました。

ただ、中はもう十何メートル、土嚢を積み上げて、さすがにやはり処理の前段階だということとは重々理解したんですけども、フェンス周りに何も例えば、ここは不発弾処理の現場とか、そういう不発弾が中にありますとか、そういう表示が一切見えなかったんですよ。だから、地元地域の方々には当然説明とかをされて、ほぼもう薩摩川内市民の方々を含めて、あそこに不発弾があって処理を待っているんだなという状況はわかるんですけども、ある意味、全く知らない方があの近辺を、中に入るといことはほぼ不可能ですから、フェンスも高いし、ただ、そういう状況下ということがあるのに、外のフェンスに何もそういう表示がなかったというのは、ある意味、情報収集というか、そういう部分は、なんかお知らせがあってもいいのかなと私は個人的には思ったものですから、そこあたりの配慮というか、検討をされなかったんでしょうか。

**○危機管理監（中村 真）** 御質問の点でございますが、まず当初は不発弾があるということで、防護壁等のあいつた措置がないときには警備員といいますか、2 4 時間体制で職員の方、警備員の方に配置をしていただきまして、そこはしておりました。

委員の御指摘でもありましたように、ここが不発弾の処理の現場というその表示をというのはその場でちょっと我々も検討は致しませんでした。

あえて不発弾があるということを報道等を通じてお知らせはしたところではございますけれども、そこを強調するというのもどうかというところでもありましたので、その表示についてはそこまで我々もちょっと深くは考えずに表示はしなかったところでございます。

**○委員（杉蘭道朗）**当初においては、結局今言われたようにガードマンの方々がおられて、厳重警戒ということで、ただあれだけの土嚢を積み上げて、一応準備をされて危険性が減ったという、そういう一つの判断のもとで警戒もなくなったんだろうなと思うんですけれども、大々的にお知らせするというのを望むものではないのですけれども、やはりそういう警備員の方々がいなくなったりとか、あった後には、ちょっと計画を、看板を置いて、ここはという認識が皆さん方に伝わるようにされておったほうがいいんじゃないのかなと。

繰り返しますけれども、市外の方々がたまたま通って、外から見えますから、何をやっとなるかいなという感じで、興味本位でこうなってもいけないよなという思いしたものですから、あくまでも周知をするという意味で。

今後もそういう事態が発生したらそういうこともまた考えていただけたらと思います。

実は質問の中ではちょっと取り上げられなかったんですけど、例えばの話、今までの不発弾処理のあり方とか、説明をいただきました答弁の中で、大型爆弾ですから、偶然に発見されて処理の部分もわかるんですけれども、以前テレビ番組等でどこでしたか、各神社に砲弾、戦時中の砲弾をこう奉納じゃないけれども置いてあるということをテレビの特集番組があったんです。結構な神社、薩摩川内市内ということは言いませんよ。調べてもないしわかりませんけれども、結構なそういう箇所が何カ所あったんですね。あの大型爆弾ではなくて、砲弾、30センチから50センチとか、場合によってはもう十五、六センチとか、20センチもあるんでしょうけれども、そういう実態があって、一つの戦争記念というよりもなんか戒めの意味での奉納というか、なんかなっているような話だったんですけど、そういう実態もあるとい

うことと、それから子どもたちが、それもごめんなさいね。テレビでやったんですけれども、沖縄でしたか。手榴弾を遊び道具にしていたと報道がつい最近ありました。また調べてもらえればわかると思うんですけれども、遊んでいるところ、石垣の間に入っていたみたいで、それを取り出してちょっと洗って、なんか自転車の前かごに入れたりとか云々とかといって。

要するに、おもちゃとして、全く危険なものという認識もないままに遊んでいたという、それもまた報道もありました。

今回のこういう爆弾処理を含めて、やはりせっかくの機会ですから、今の皆さん方が不発弾処理ということである程度注目をされていれば、子どもたちもちょっとは注目した部分があると思いますので、啓発の広報チラシ的なもの、身近にこういうものがあるおそれがありますので、万が一、そういう不審なものを見つけたら、触らぬ云々とかで、また市のほうに連絡くださいねなり警察なり云々という部分の啓発チラシをぜひこの機会に発行してというか、広報でもしてもらってもいいんですけれども、そういう考えはないのか。そこはどうでしょうか。

**○危機管理監（中村 真）**まず1点目については、委員のほうからもございましたので、その辺は我々も今回の一連の不発弾処理については改めて発見当時から、不発弾処理の最終に至るまでの流れについては検証をしながら、委員からの御指摘の点も踏まえて、次に引き継いでいけるように残していきたいというふうに思っておりますので、いただいた御意見は我々はまたそれに反映させていきたいというふうに思います。

2点目についても、本当はテレビ報道等でそういったものがあつたというのは、新聞でもちょっと私は見ましたので、今いただいた意見は本当にごもっともだと思います。

本当はその辺また我々としても、広報ができないのかというのは、検討していきたいと思えます。

御意見どうもありがとうございました。

**○委員（杉蘭道朗）**ありがとうございます。

あとはまた質問の最後のところなんですけれども、どうしてもそういう子どもたちが遊び云々という部分もあつたり、昔の小銃弾というのは結構

あちこち落ちている場合があって、私なんかも子どものころさびたやつを拾ったりしておったんです。それで、遊んだりしたこともありました。

確かに今はもう町並みが全然当時と変わっていますので、そんなに頻繁に出るところはないんでしょうけれども、やっぱりまあそういうことがあり得るということですので、危機管理監のほうで対応はということでは言われましたので、ぜひその方向性でお願いしたいなと思います。

探査についても、情報があって、この間、川内川でのという部分もございましたので、何かそこあたりの情報にはもう重ねて申しますけれども、情報だけは集めるというか、そういう部分は常に意識を持っておいていただければと思います。

実際に、探査というのはかなり費用もかかりますし、沖縄なんかの場合はもう当然、国のほうで交付金制の体制が整っていますので、今でも連日のごとく見つかった状況です。日本で唯一本土合戦というか、あったところですから、そことはまた違うんですけれども、やっぱりいろいろと川内駅近辺、かなり空襲があったというふうにも聞いていますので、そこをおそれる部分もございますし、当然安心・安全というまちづくりという観点からも、そこを含めてまた今後しっかり対応していただければなということをお願い申し上げます。

**○委員（今塩屋裕一）** 6月16日に文化ホールでこういった処理の件で地域の皆さんを集めて説明会があったと思うんですけれども、なかなか町なか、白和を中心に、十文字、横馬場は商売をやられている方がいたり、マンションに住まれている方がいたり、なかなか行けていない方もいらっしゃるって、当日、30日、どこに行けばよかったのかというちょっと何件か私にも相談がありまして、自治会長を通じて案内文、そしてこの地図だけじゃなくて、避難場所、川内校区だったらすこやかふれあいプラザといった案内図とか、そういうのは地域のほうには配られているんでしょうか。私が16日に行けなかったのもありまして、そういった声がありましたので、どうだったでしょうか。

**○危機管理監（中村 真）** 今御質問のあった件でございますが、まず、今月16日に住民説明会をいたしましたので、その前にまず各戸訪問を職

員でやりまして、その際、今回市内全域に配りましたチラシを持って、そして1軒1軒当たりながら説明を兼ねて回らせていただいています。商業施設等についても、これも関係の部分の職員に回らせまして事情の説明をしながら来ております。そういったのを踏まえて住民説明会をさせていただきました。

今、そういうことをやりながらも、まだ十分届いていない部分があるというのは、また昨日も、先日も広報をいたしましたので、防災行政無線で広報をする中でも、また避難場所等もお示ししながら、当日に向けていきたいと思っております。

自治会長さん方も通じて、その辺、避難場所等についても自治会長さん方にもお集まりいただきまして、説明をしながら、今日も来ておりますので、また機会を捉えて、自治会長さんのほうにももう一度念押しをお願いをしていきたいというふうには思っております。

今後は、1軒1軒というところまではいきませんが、防災行政無線を使った放送をまた報道機関のほうでもこのたびの件については放送をさせていただいておりますので、そういったところを使いながら協力をいただきながら、また周知はしていきたいというふうに思っております。

**○委員（井上勝博）** 私も一般質問で米軍機の低空飛行問題を取り上げたわけですが、永利のホープタウン、病院の上空を通ることが多いということで、その延長線上でいうと東郷の南瀬あたりもよく目撃されていて、コースは大体決まっているみたいなんです。それで、日米合同委員会合意については、病院の上は飛ばないようにしているとか、それから原子力エネルギー施設とか民間空港などの場所も飛ばないようにするとか、そういう合意をしているんだけど、実際は病院の上を通っているわけで、それでこういった合意が守られていない可能性があるわけですね。

そうすると薩摩川内市には原子力施設もあるわけで、確実にこういったことは守ってもらわなければいけないわけです。

だから、そういった点では、ただ目撃情報を伝えていくのではなく、もっと積極的に例えば写真を撮ってそこから高度を出して、そして事実に基づいてこういった違反が行われていることも指摘していかなければ、一向にそういう違反をやめ

る様子がないわけです。そこら辺はやっぱり防災安全課としても、もっと市民の安全を守る立場から厳しくあってほしいと思うんです。

それで、恐らく100メートル以下で低空飛行をしている可能性が非常にあって、かつては私の家の上空も飛んでいたことがあって、写真も撮ったことがあるんですけども。かなり低い高度を飛んでいますので、そういった事実を突きつけていくということを積極的にやる必要があるんじゃないかと。墜落してからでは遅いわけです。現実には墜落事故も起きているわけですから。その辺のお考えは、ちょっと本会議の答弁に私も再質問ができませんでしたので、その辺はどうお考えなんでしょうか。

**○危機管理監（中村 真）** ただいまいただいた御意見はまた県等を通じて、上のほうには上げていきたいと思っております。

私も実際にそういった現場は、現場といいますか、飛行を見た一人でもございますので、そういった事実があるというのは十分承知をしております。

いただいた御意見はまた今後、県等を通じて、上のほうにはつないでいきたいと思います。

**○委員（井上勝博）** わかりました。

やっぱり墜落という危険性というのは、全くないわけではない。この間もF35の墜落事故もありましたし、オスプレイやヘリコプターのいろんな事件も起こっております。

やはり真剣に、深刻に私は取り上げていく必要があると思いますので、ぜひ強く県との関係でも厳しく対処するように、そして、証拠を集める努力をしていただきたいというふうに思います。

**○委員長（徳永武次）** ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（徳永武次）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

**○議員（持原秀行）** 不発弾処理について、以前、川内川の鉄橋のところで土嚢を積んで処理したということをやって、我々、職員がずっと回って、避難とかそういうのをお願いをして回ったんですが、オートロックマンションで入れないんですよ。実はその方、そこところは前回避難されていないんですよ。ですから、そういうのがあったとい

うことも知らないという方が、今度はここにオートロックマンションがふえてきていますので、そういうところの対策もちょっと考えてどうかされたほうがいいんじゃないかと思うんですが。

行ってもあけてくれないんですよ。

**○危機管理監（中村 真）** ただいまいただいた御意見のとおりであります。我々もその辺、十分踏まえた上で、今回は一応その貸しマンションといいますか、アパートといいますか、そういったところの所有者といいますか、建設業者、不動産会社ですね。そういったところも通じて、そのお住まいの方々にお知らせするようには今まで一応やってはきております。本当、今言ったとおりでございますので、また当日は消防団員の方々に御協力をいただいて、各戸訪問もするようにしておりますので、またそういった中で確実に避難していただくように努めていきたいと思います。

**○委員長（徳永武次）** ほかにございませんか。  
以上で、防災安全課を終わります。

---

△原子力安全対策室の審査

**○委員長（徳永武次）** 次は、原子力安全対策室の審査に入ります。

---

△所管事務調査

**○委員長（徳永武次）** それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（徳永武次）** 質疑はないと認めます。  
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（徳永武次）** 質疑はないと認めます。  
以上で、原子力安全対策室を終わります。

---

△企画政策課の審査

**○委員長（徳永武次）** 次は、企画政策課の審査に入ります。

---

△陳情第4号 川内原発3号機増設に関する陳情

**○委員長（徳永武次）** まず、陳情第4号川内

原発3号機増設に関する陳情を議題とします。

陳情文書表については既に配付してありますので、朗読は省略します。（巻末に陳情文書表を添付）

それでは、当局から本陳情について特に補足説明はないようですので、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（井上勝博）** 基本的なことでもありますし、陳情者の質問、疑問というのがあるようですので、確認していききたいと思います。

1の3号機は日本で開発した改良型加圧水型軽水炉原発であるが、日本では1機も建設されたことがないということについては、間違いないというように考えてよろしいですか。

**○企画政策課長（上戸理志）** 陳情のほうを当局でも中身を確認いたしました、経済産業省等の資料を確認したところ、そのとおりでございます。ございません。

**○委員（井上勝博）** 次が、2のところですが、3号機は159万キロワットだが、さらに再エネの出力制御量の拡大につながるか、それは再エネの主力電源化を目指す国の方針に反しないかということですが、これについては、当局のお考えはどうなのでしょう。

**○企画政策課長（上戸理志）** こちらについては九電の考え方ですので、当局としては述べる立場にございませんが、出ておりました九州電力のホームページの公開データ、これが現在も数値としては残っております。

**○委員（井上勝博）** 3号機の問題で仮に申請をする際には、新規制基準の適合をするように設計変更をしなければならないという回答だったということで規制庁は明確に答えているわけで、九州電力も同意するかということなんです、これは当局として九州電力に尋ねたことはありますか。

**○企画政策課長（上戸理志）** 当局としてはございません。

**○委員（井上勝博）** このことについては、「当たり前のことであるが」と陳情者も言われているので、私も当たり前のことだと思うんですが、当局としてもこれはそういう認識でよろしいんですか、新規制基準に適合するように設計変更しなければならないということについては、同じ認識ですか。それはどうでしょうか。

**○企画政策課長（上戸理志）** 当事者、九州電力と国のことですので、市としては答える立場にございません。

**○委員（井上勝博）** 企画政策課としては答えられないかもしれないんですけども、これは技術的な問題でもあるし、常識的な範囲でもあるわけなんですけれども、新規制基準に適合しなければ動かせないわけで当たり前なんです、この企画政策課じゃなくて、祁答院さんとかがいらっしゃるんですが、答えることはできないんです、当局としては。

**○原子力安全対策室長（祁答院欣尚）** よろしいですか。企画政策課と同じ答えでございます。

**○委員（井上勝博）** 新規制基準に適合した原子力発電所しか動かさないというふうに今まで言っているわけだから、そういう規制委員会の発言からいったら当たり前だというふうに認識されていないというのは、私はそれが不思議なんです。

それを言えないというのはどうして言えないのかわからない。どうしてですか。

**○委員（川添公貴）** 済みません、副委員長の意見をさえぎって。

当局が答えられる質問じゃない、これはもともと。議会としてはこれについてどうしてほしいということがあって、それを審議する。

これは全て質問状なんです。私は16年間の議員生活でこういう陳情というのは初めて見ました。初めて。あの質問状ではなくて、これを、この意見書を経済産業省なりに出してくれというのならわかります。中身については、私に答弁しろと言われたら全て答弁できますけれども、そういうのは初めてです。それともう一つ大きな問題があって、3号機はもう凍結してあります、3号機の話は。3号機の話が凍結してあって、3号機自体の話がないわけなんです、全く。ないものをどう審査するというんですか。審査の必要はないんで、このままもう3号機自体を全く白紙。凍結ですよ。凍結と白紙は違って、凍結というのはそのまま固めてフリーズしてあるので審査のしようがない。

ですので、もうこの際、出された以上は可否の判断をしなければいけませんので、採決をお願いします。

**○委員長（徳永武次）** では、今、川添委員か

らありましたので、自由討議にします。

○委員（井上勝博）疑問に答えていただければいいだけの話であって、要するに、ここで「九州電力も同意するか」と書いてあるのは確かになぜ議会に対しての質問ですから、九州電力はどう思うかということについては、私もこれは私たちに聞かれてもという、それはわかるんです。それはわかります。

ただ、その3のところで言っているのは、新規制基準に適合するのは当然のことでしょうということについて、当局としては答えられないところ、ちょっと疑問が、新たな疑問が出てくるわけで、何でかなと。

九州電力に聞いていることだから答えられないとおっしゃっているのか。それとも、何か別の理由があって答えないと言われるのがその辺がよくわからないのです。

○委員長（徳永武次）自由討議ですから答えなくていいです。

○委員（井上勝博）何ですか。

○委員長（徳永武次）自由討議と私は言いました。だから、議員間の自由討議を。

○委員（川添公貴）行政当局としては、あり得た事実を知るだけであって、憶測、もしくはこの件についてどういう方向性があるんですか、経営戦略等は聞く立場にはまずない。その立場があるとするならば、議会が個人的に情報収集をするわけであって、当局が答えられないことを疑問視することは僕はおかしいと思うんですね。

この先は私個人の考えです。個人の考えですよ。

3号機なりという言葉が出ていた時代のものは凍結されていて、その後、規制委員会ができた後、規制、原子力発電所に対する要綱、設置要綱、それから保安基準、いろいろとありますけれども、全て変わったんですね。全て変わった。当然こういう質問がなくても、個人的に考えても全てやり直さなきゃいけない。それで、今、資料がこのAPWRとなっていますけれども、AP1000というのがあって、今これがつくっているんですけど、外国では、AP1000、コアキャッチャーまでついているやつだと。でも、コアキャッチャーがついているのは、フランスで1基しかないんです。世界中で、コアキャッチャーがついているのは。だから、そういう形でいろいろに変わっ

ているというのは議員の皆さんもみんな情報を持っていらっしゃるから、それは議員としての考えであって、当局はそういうことは実際もう凍結されているから、事実がないんだから、答えはないんですよ。

だから、再度申し上げますけれども、そういうない事案を審査ができないので、可否の判断をしなけりやなりませんので、採決をお願いします。

○委員長（徳永武次）ほかの議員の方は御意見はありませんか。

○委員（井上勝博）確かに川添議員が言われるように、質問状形式になっているものをちょっと今までの陳情とすると変わっている陳情ではあるんですよ。

ただ、形式的に言えば、何らこういうふうな形式が整っていれば、陳情として審査すればいいわけであって、ここでこの陳情者が何を言わんとしているのかということなんですけれども、本来であれば、下記のところに書かなきゃいけない内容が、実は上のほうのところに文章に入っていて。

つまり、九州電力に川内原発3号機増設計画について資料とともに詳しい説明を求めているきたい。その結果を市民に公開していただきたいという、ここが恐らく陳情者の意図したいところだったんだろうと思うんですね。

だから、そういう意味では、ここで九州電力に同意するかどうかということについては、九電に議会としても聞いてほしいということだし、それを市民に公開してほしいという趣旨ですので、そういう意味では私は九州電力から来ていただくということはしていただいていいんじゃないかなと思います。

○委員（瀬尾和敬）実際、薩摩川内市議会としては3号機を増設を推進する陳情というのを採択したことがありましたね、実際に。でも、その後、福島原発で事故が起こってから、それはもう既に原発事情も変わってきました。3号機増設に関しても凍結された状態であり、そんな意味からして、今回我々がこれを審議するというのは、3号機についてですが。実際、問題として起こり得ないものというのをやるようなことで、それを想定したようなことで我々はこれやっていいのかという気がしますよね。

だから、井上委員としてはいろいろと言いたい

でしょうけれども、ここは自由討議だから語りますけど、我々としても何でも総務文教に振られるのかなというぐらいのことしか思わなかったんですが、考えてみれば、こういうのを審議する場というのがないから、そういうふうに振られたのであって。

だから、私としては、今、話し合いをしましたけれども、これは総務文教委員会としての結論がある程度出しておくべきだと思いますよ。

**○委員（井上勝博）** 市民が3号機増設についてなぜ心配をしているのかというと、まず3号機増設というのが凍結している理由というのが県の伊藤県知事が凍結ということを行ったわけですね。それで九州電力はそれに従っているだけの話であって、その凍結の要因というのが防砂林と海面の埋め立てのそれを許可するのが、県の権限なので、伊藤知事は凍結というのは、県はそれを受け付けませんという意味だったんですね。

ところが、この防砂林については、実際に今解除されてしまった。だから、全部伐採されてしまった。これは県民の知らないところだったわけですね。

だから、こういうことがやられて、一つのキーを外してしまった面がある。

それから、もう一つは、1・2号機の運転期間が40年ですから、40年まであと五、六年しかない。それで、今回は来年の3月に停止して、再来年の。

**○委員（井上勝博）** 背景を説明しているわけですから。

そういう意味で、3号機の増設か、もしくは、テロ対象施設を建設しているのは、3号機の増設か、もしくは、1・2号機の（40年超）運転というのがあるんじゃないかという心配があるわけですね。

**○委員長（徳永武次）** ちょっと委員長から申します。ちょっとやっぱり陳情の内容に沿った討議をしてください。

**○委員（井上勝博）** 背景を言っているわけです。

以上です。だから、そういう心配があるのだと。

**○委員（川添公貴）** 井上さんがそうしつこくおっしゃるんであえて本音を言いますけど、先ほど白紙、凍結といいましたよね。ない話を議論することは、先ほど瀬尾委員もおっしゃったよ

うに、我々薩摩川内市議会は3号機増設を認めているわけです。認めたわけ。じゃあここでこれを審議するということは、3号機増設に向けて何かしようかということです、極論を言えば。そういうことになるんですよ。

私がさっき言っていた凍結、白紙というのは全くない話なんだから。触りようがないんですよ。それをあえて市民の要求だということで触ろうとするならば3号機の可否を含めてもう一回やる。だから、ないという前提で審議のしようがないということを申し上げておりますので御理解を、採決をお願いします。

**○委員長（徳永武次）** 自由討議を終わります。

ここで、質疑に戻します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（徳永武次）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（徳永武次）** 質疑はないと認めます。それでは、本陳情の取り扱いについて協議したいと思います。御意見はありますか。

**○委員（川添公貴）** 採決をお願いします。

**○委員（井上勝博）** 討論。

**○委員長（徳永武次）** ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本陳情に反対の討論はありますか。

**○委員（川添公貴）** 先ほど自由討議で申し上げましたが、ない話をあえてつくって議論することは間違いであって、この3号機はもう白紙、もしくは凍結ということになっていますので、まず審議の必要がないということ。

それから、陳情の様式は整っていますが、全て質問であるということで、それは答えていただきましたからありがたいんですけども、まず、ない話は議論ができないですね。

その先に、この陳情者が3号機のことを議論して、もう一回つくるかつくらないかをやってくれというお気持ちがあればいいんでしょうけれども、全て読ませていただく限りはもうない話を、とりあえず今のところ蒸し返す必要はないだろうということで、あえて、この陳情は不採択とすることによって現状を維持したいと思いますので、以上をもって、反対討論といたします。

○委員長（徳永武次）次に、賛成の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）陳情者の意図することは、3号機は凍結ということで、白紙、いわばもとに戻った、ゼロになったということではない、凍結という状態なので、いつそれが解凍されるかという心配があるわけですよ。

だから、そういう点で、この間のいろんな諸事情からいったらこの危惧が強まってきているわけですので、九州電力に問い合わせさせていただいて、その結果を市民に公開していただきたいという趣旨ですので、そういう陳情者の趣旨をくんでいただきたいなと思います。賛成討論といたします。

○委員長（徳永武次）次に、反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）討論は終結したと認めます。

採決をします。採決は起立により行います。

本陳情を採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（徳永武次）起立少数であります。よって、本陳情は不採択とすべきものと決定しました。

以上で、本陳情の審査を終了します。

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○企画政策課長（上戸理志）企画政策部の資料1ページをお願いします。

第2次総合計画基本計画策定の取り組み状況を3項目書いてございます。

まず、1番目に自治総合審議会、こちらのほうを第1回を4月19日に開催いたしました。20名の方、3名は公募の委員でございます。

会長を今別府様、それから副会長を荒木様、2人。こちらについては、報道等でも新聞等でも掲載された内容でございます。

今後、第2次総合計画、総合戦略及び人口ビジョンの概要、それから基本計画の策定方針、ワークショップの結果など、そういったものを報告、審議していただく自治総合審議会でございます。

2番目に、薩摩川内まちづくりワークショップの実施について報告させていただきます。

市といたしましても、やはり広く市民の意見を聞きたいということで、さまざまな取り組みをしておりますが、一般質問でも昨年、今回ございました。やはり若い世代の声を聴くべきだといった声もございまして、我々も同じ気持ちでございます。まちづくりワークショップを実施いたしまして、実際に25名の方、このうち9名女性です。平均年齢は37歳ということで、若い視点、女性の視点からワークショップを開催いたしまして、2回、ことしの2月23日、それから3月9日に開催いたしまして薩摩川内市の魅力、それから発展してほしいところ、今後の取り組みといったものについてさまざまな御意見をいただいたところです。このような意見も今後の計画策定に反映させてまいりたいと考えております。

3番目に今後の予定といたしまして、現在、前期の計画、こちらの振り返り、こういったものの作業をしております。総括報告書を作成しているところでございます。

自治総合審議会、第1回を開催いたしました。今後、後期計画の案を諮問いたしまして、あわせてパブコメで、広く市民の意見を聴きたいと考えております。

それから、市議会のほうでは、各常任委員会における所管事務調査において、審査をいただきたいということで聞いております。

そして、来年3月には後期計画の策定というスケジュールでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）3の中で総合戦略というのがありまして、評価をすることになっているかと思うんです。これは1年1年の評価をされて、たしかもう来年度あたりが最終評価となったんじゃないかなと思うんですが、この評価については公開をされていらっしゃるんですかね。その辺はどうなんでしょうか。

○企画政策課長（上戸理志） 総合戦略、こちらのほうも毎年外部評価を含めて評価委員会で審査していただいております。その最終の年度というのが今年度、令和元年度になりますので、今、こちらに書いてある総括の報告書というのは、通した中での総括をしておりますが、毎年毎年そういった形でいただいて、こちらのほうは公表、報告しているところでございます。

○副委員長（井上勝博） ホームページで見られるのですか、評価は。

○企画政策課長（上戸理志） 公表と申しましたが、ホームページでこれは公開しております。

○委員（落口久光） 先ほど所管事務で説明があった2番目のワークショップの件なんですけれども、20代から50代の参加者の方々の選抜の定義というのかな、職種別にしたのかとか、いろんなものがあると思うんですけれども、それについて説明をお願いします。

○企画政策課長（上戸理志） こちらのほうは公募も行いまして、市のホームページ、広報紙、それからFMさつませんだい等も使って広く若い世代を中心に公募を募って、25名ということでございます。

ただ、参加者は第1回が23名、第2回は21名の参加を得たところでございます。

○委員（落口久光） その中で、もともと本市にずっといた方なのか、外から入ってきた人なのかとか、そういう細かいところというのは何かわかっていますか。

○企画政策課長（上戸理志） 参加者の細かい略歴、これまで薩摩川内市にどのぐらいいらっしゃったか、そこまで細かい把握というのは残念ながらしていません、25人全員については。

○委員（落口久光） ここでやっても堂々巡りだと思うので、幾つかのカテゴリーの中で個人的に思うのは、結構、そこにずっといる方々というのは自分たちの住んでいるところの例えば魅力であったり強みとかがわかっていない人たちが結構いらっしゃると思うので、ある意味、1回、特になるべく県外とかから移ってきて、本市に住んでいる期間の長い人、短い人とか、そういうのも集めながらやったほうが、今まで感じなかったところとか、全然違った視点からものを見て、次の政

策転換に有益な情報とかを得られるような気もしますので、次にまた、人選もいろいろと大変とは思いますが、そういうカテゴリーの方々との意見交換とかというのでも計画していただきたいなと思いますので、要望でということ。

○企画政策課長（上戸理志） ありがとうございます。純心女子大学の学生の声もまた別途聴いたりしております。純大の学生はもちろん市内の出身者もいらっしゃいますし、県外ではないんですが、市外からの通学、市外からこちらに住んで通学されている方もいらっしゃいますので、ずっと薩摩川内市に住まれた方以外の方の声も拾って参考にしていければと考えております。

○委員（井上勝博） 本会議の中で市内の高卒、ポリテクカレッジ、それから純心女子大学の卒業生の就職した人のうちの18%が市内の方。こういった具体的な評価というのは、やっぱりホームページでもちゃんと公開して評価をしているんですか。

○企画政策課長（上戸理志） 就職率、細かい数値、これは一般質問の中では古川部長が答弁したと思いますが、薩摩川内市の総合戦略の中で出している事業については、それぞれ目標をつけて公表しておりますので、就職率といったものはその指標の中には入ってないと考えております。

総合戦略は、主要事項報告でも出しておりますので、中にそれぞれのKPI、それから目標があります。その目標が1年目どれだけだったか、2年目どれだけだったか。今年度が最後の年度です。今回総括の報告をつくっているわけですが、そちらの数値については、これは出ております。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。

以上で、企画政策課を終わります。

---

△甌はひとつ推進課の審査

○委員長（徳永武次） 次に、甌はひとつ推進課の審査に入ります。

△議案第64号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算について

○委員長（徳永武次）次に、審査を一時中止しておりました議案第64号令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○甌はひとつ推進課長（奥平幸己） まず初めに、4月の機構改革によりまして、「室」から「課」に変更しております。

それでは、議案第64号令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算について説明をさせていただきます。

別冊となっております、予算に関する説明書の37ページをお開きください。まず、歳出について説明いたします。

10款5項2目文化振興費、説明欄の恐竜化石活用事業費は、特定離島ふるさとおこし推進事業の交付決定による展示施設整備とソフト事業の財源調整及び追加計上であります。

主なものは、化石クリーニングに係る作業賃金、企画展及び現地指導等に係る指導者の旅費、化石クリーニング用機器の購入などでございます。

続きまして、歳入について説明いたします。同じく予算に関する説明書15ページをお開きください。

16款2項8目教育費補助金のうち社会教育費補助金の説明欄、特定離島ふるさとおこし推進事業3,061万5,000円のうち、2,733万3,000円が、歳出で説明しました恐竜化石活用事業に対する補助金であります。

恐竜化石活用事業に係る概要について説明させていただきたいと思いますので、総務文教委員会資料の2ページをお開きください。

まず、恐竜化石活用事業、ソフト事業についてですが、甌島では、これまで甌島白亜紀後期の地層からさまざまな化石が出土しており、鹿島支所に展示室を設け、平成27年度から大型恐竜骨格標本、解説パネル等を設置し、年次的に展示施設の拡充を行ってきており、将来的には、地質・古生物を主体とする自然史系博物館設置を検討しているところでございます。

具体的な事業としては、集中発掘会等における調査、講演会、毎月第3土曜日に実施している化

石プログラム等の実施による普及啓発活動を行ってきていますが、本年度は、ふれあい交流対策事業として国立科学博物館、熊本大学等と連携した集中発掘会や専門家による現地指導を継続的に受けながら、より新たな研究成果を発表するなど、化石の甌島のPRにつなげます。

また、年に2回程度、学識経験者や住民代表者等15名で構成する甌ミュージアム構想検討委員会を開催する予定としています。

次に、（2）企画展等の開催と協力にございますように、本年度は、国内4カ所東京国立科学博物館、熊本県御船町、鹿児島市黎明館、鹿島支所の企画展等で甌産の化石を展示、紹介することで、甌島のPRを行い、東京から鹿児島、甌島への誘客を図りたいと考えています。

企画展は、来月7月13、14日から始まりますので、機会を捉えてぜひごらんいただければと思っています。

次に、2、恐竜化石活用事業展示施設整備の概要でございます。

鹿島支所の展示室は、これまで熊本大学等の協力によって毎年最新の研究成果を展示に反映させています。さらに充実するため本年度は、平成30年度に発表したハドロサウルス類の標本製作やクリーニング作業の向上のための備品等を購入することとしています。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○甌はひとつ推進課長（奥平幸己）総務文教委員会資料3ページをお開きください。

まず、一つ目に、西之表市柳原地区訪問について、御報告をさせていただきます。

甌島では、台風災害や病害虫による農作物の不作が生じ、明治19年から3年間にわたり、2,000人近くの島民が種子島に移住しており、現在、移住者の関係者が種子島の生活や地域づくりに大きな役割を果たされています。

これまで、甌島地域住民との相互交流も継続的に実施されていますが、今回、平成31年4月14日に開催された柳原地区移住133周年記念祭に市長・副議長ほか下甌・鹿島の住民代表者で訪問団を結成し参加しております。

概要につきましては、そこにのぞくとおりでございますが、その他の記載にございますように、6月29日あさって、しあさっての土日でございますが、民間交流としてトシドンを承継しております野木平地区の方々が来島される予定となっております。

次に、甌島地域一体化方針についてでございます。

まず、3月に実施しました住民説明会について御報告させていただきます。

現在策定を進めております甌島地域一体化方針について、検討段階で住民の意見を聞き、方針策定の参考にすることを目的に3月16、17日の2日間、9地区コミュニティ協議会において開催をしております。

出席者は419名で提言の概要を説明した後、一体化方針の骨子（案）について説明し、意見を伺ったところでございます。

出された主な意見・要望は記載のとおりでございますが、支所については振興局の位置などが、診療所については医療従事者の確保、その他については、「施設の集約だけでなく将来にわたり夢が持てる施策を示してほしい。」「フェリーの車両運賃、航送料を下げしてほしい。」など、さまざまな意見が出されています。

これらの意見を参考にして、現在、庁内会議において一体化方針（案）の策定を進めておりまして、今、ちょうど最終段階に来ているところでございます。

次の（2）一体化方針の策定状況についてにありますとおり、今後のスケジュールということで、今月中に甌島一体化方針（案）を決定し、7月に2回目の住民説明会を開催する予定であります。

資料では日程を予定としておりますが、調整が終わりまして開催日が決定いたしましたので、御報告させていただきたいと思っております。7月6日、7日の土日に開催することで調整ができました。よろしくお願いいたします。

**○委員長（徳永武次）** ただいま当局の説明がありましたが、このことも含め、これより所管事務について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（徳永武次）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（徳永武次）** 質疑はないと認めます。

以上で、甌はひとつ推進課を終わります。

---

#### △行政改革推進課の審査

**○委員長（徳永武次）** 次は、行政改革推進課の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

**○委員長（徳永武次）** それでは、議案はありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

**○行政改革推進課長（東田幸一）** 今回は、平成30年度を含みまして、本年度の市政改革等の取り組み状況等について御報告させていただきます。

1番目といたしまして、本土地域4支所の見直しでございます。

平成30年10月に見直しを実施し、適切な事務執行への支援を行ったところでございます。

次に、甌島一体化方針にかかわります甌島地域4支所の見直し、先ほど甌はひとつ推進課のほうから説明がありましたが、本課といたしましては、一体化方針の中の支所再編という部分で携わらせていただいております。

昨年度といたしましては、骨子案に基づきまして地元説明会、本年度は先ほどありましたように、7月6日から7日にかけて、住民説明会を行いながら見直しに向けた準備、事務決裁規定等の見直し、それから履行に向けた試行、支所との連携を図っていきたいと思っております。

3番目でございます。部局経営方針の策定についてでございますが、30年度の振り返り、それ

から、本年度の方針の策定を行いまして主要事項処理経過報告書で御報告させていただきましたが、同時に市のホームページにも掲載させていただいております。

4番目といたしまして、平成30年度の組織機構の見直しでございます。

1項目と重複する部分がございますが、本土地域4支所の見直し、支所地域振興課の5グループを市民生活グループ、産業建設グループの2グループに改編しております。また、市比野、藺牟田、黒木の3出張所は廃止させていただいております。

2番目といたしましては、先ほどもありましたけれども、甌はひとつ推進室を課に変更したところでございます。

結果、本年度におきましては10部65課8室となっております。

次に、定員適正化の推進でございます。

平成26年3月に第3次適正化方針を策定させていただきました。文書のほうで平成32年4月と書いてありますが、方針の記載の内容をあえて掲載させていただいておりますので、御了承ください。

4月時点の全職員数の目標値を1,000人以内、一般職員の目標値を813人、30年度におきます新規採用職員は36名で内訳は以下のとおりでございます。

それでは、5ページの別表をごらんください。

合併当時から定員適正化方針値として定めまして現在まで適正化に努めてきているところでございます。

職員につきまして実数ということで合併当時1,366名でありましたが、平成31年4月1日現在では1,009名となっております。

削減累計といたしましては、357名を減少させております。

再任用職員でございますが、本年4月1日におきまして43名の方がいらっしゃいます。一般、消防、診療所という欄がございますが、これは現在の所属でございます。

次に、嘱託職員でございますが、平成17年4月1日のピークの時点から比較いたしまして、削減累計といたしましてはマイナス26、4月1日現在で411名でございます。

また、6ページをお開きください。

年齢別の構成ピラミッドでございます。平成25年度と本年4月1日の比較でございます。

20代から30代まで、40代から50代までを比べますといびつと申しますか、人数に大きな差がございました。ただ、本年度におきましては、社会人枠の採用、そういうものがございまして、若干の緩和がなされてきているということで御理解いただきたいと思います。

次の7ページでございますが、昨年の委員会で消防局、それから学校職員のピラミッドも出せないかということでありましたので、消防局については出させていただきました。

学校職員については、こちらのほうでデータがございませんので、申しわけありませんが提示できない状態でございます。

消防局につきましては、以上のような構成になっております。

4ページに戻っていただきまして、6項目めでございます。事務改善提案の募集です。

全職員を対象に事務改善提案の募集をかけた結果、30年度におきましては5件の提案がございまして、4件を採用しております。

1件につきましては、防災体制要員の選定についてという大きなくりのものでございましたので、保留という形にさせていただきながら、現在、防災安全課のほうで引き続き検討をしているところでございます。

7番目の補助金等評価でございますが、毎年外部評価ということで、附属機関でございます行政改革推進委員会で審議していただいております。平成30年度におきましては、61の補助金等につきまして、また本年度につきましては72の補助金等につきまして現在審議いただいているところでございます。

最後でございますが、県からの権限移譲プログラムということですけれども、平成30年度における実績はございません。

平成31年4月現在でございますが、16項目232の事務を移譲して市のほうで執行させていただいております。

**○委員長（徳永武次）**ただいま当局の説明がございましたが、これを含めてこれより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）この職員数の推移を見ると、一般が減っているわけですが、一方で、嘱託員については合併時から見ると減ってはいるんですけども、そのかわり再任用というのが新しくできているわけで、この再任用の方と嘱託員を合わせると454人ということで、いわば一般の職員が減った分、仕事が回っているのかと思うんですが、本来、嘱託員ではなく正職員でやらなきゃいけない仕事を実際にはこういうふうに嘱託員のほうに非正規に回っていると見えるんですけども、どう分析されるんですか。

○行政改革推進課長（東田幸一）専門性の高い嘱託員、国勢調査とか、そういう調査の方々とか、一気にふえた要素がございまして、嘱託職員のほうが多くなったことが影響しております。

再任用の職員につきましては、定数の中に入っておりませんが、今後もふえることになってまいりますので、全体的な調整を含めて職員が多くならないような調整をさせていただきたいと考えております。

○委員（川添公貴）職員・嘱託員数の推移で私もお聞かせ願いたいんですけども、削減累計が最終的にマイナス26、嘱託職員ですね。何でこういう数字になるようにつくったんですかね。計算すると平成17年に130人ふえているんですよ。130人ふえたところの係数を消してあるんで、マイナスが出る。それで、合併時が307名だったのに平成31年4月1日で411名なんで、これは明らかにふえていますよね、この数字だけでも。どうしてこの計算が合わんのかいとずっと計算をするんですけど、頭の数字をごまかしているんでこうなったんじゃないですか。

○行政改革推進課長（東田幸一）今まで毎年毎年行を足しながら、年度を足しながらきておりまして、当初のものを細かく精査しておりませんでした。また、変えさせていただきたいと思います。

○委員（川添公貴）ふえたことをどうこう言うんじゃないんですよ。必要に応じて職員が減った分の穴埋めをするとかというんで、やっぱり係数を出す以上は明らかに都合のいい数字をつくったとしか見えないんで、今おっしゃるように、修正するのならしたほうがいいと思いますね。

○委員（落口久光）ちょっと一つ教えてほしいんですけど、この同じく職員構成、年齢構成のグラフで19歳が0人と両方ともなっているんですけども、これは何でこんなふうになるんですか。

○行政改革推進課長（東田幸一）申しわけないんですが、採用した実績、結果としか申し上げられないところであります。データのには間違っておりません。

○委員（落口久光）ということは、去年は高卒を採らなかったという認識でいいんですかね。

○行政改革推進課長（東田幸一）結果的に採用してないということだと思っております。

○委員（落口久光）人員の適正化の話で、このグラフを見ていくと、ちょっとさっきの話ですけども、20年後は40歳から上のいわゆる普通に中核を担う人たちがいなくなってという年になってきて、その下の方々が今からの本庁の職務を支えていかないといけないとなったときに、今と同じぐらいか、プラスマイナスやってもそんなに大きくは変動しないと思うので、そうなったときにこの人数である程度いい感じでグラフを持っていこうと思うと、このペースだったら新卒プラスアルファで各年代10人ぐらいずつずっと入れないといけなくなると思うんです。ということは、あるタイミングで採用をどんとふやすとか、なんかそういう計画を立てて、将来いわゆる柱の人たちが抜けていって、新たな柱の人たちの負担がふえないように手を打たないといけないと思うんですけども、それに対して、役所として明確な長期展望とかいうのがあるのかどうか、教えていただきたいと。

○行政改革推進課長（東田幸一）国のほうでも定年制の延長とか国策、そういう情勢の変化、そういうものも見据えながら、今後も引き続きこのいびつな部分を含めまして定員管理、こういうものに努めていながら総務課と協議の上、採用計画というものも立てていきたいと思っておりますので、御了承ください。

○委員（落口久光）大変だと思いますけれども、いろいろと聞くと、なかなか求人が今特に景気が今まででいいということで、民間にとられてどうしよもないという話も聞いていますので、となると、業務改善とかそういうものをベースにしながら、少しでも今まで採用しなかった枠の人たちで

もできる業務をしながらどんどんスキルアップしてもらって、いわゆる現場のたたき上げの現場がいっぱいいる組織をつくっていかないと多分乗り切っていけない時代になってくると思いますので、やらせ方とか。

私は働かせ方改革と私は言っているんですけど、そういうのも入れながら、とにかく役所機能がもうまひしたらどうしようもないので、そういうところを将来的に。将来の展望ですね。すごく長い期間ですけれども、そこはさっき総務課とも言われましたけど、総務・企画、スクラムを組んでやっていただきたいと思いますので、ぜひお願いいたします。

○委員（井上勝博）先ほどの川添委員とのやりとりで、私は混乱してしまったんですけども、いわば、これは嘱託員が合併時は307人いらっしゃったんですね。437人に合併した瞬間ぐっとふえたのは、おそらく合併業務が非常に多かったということから437人というふうに嘱託員がふえたんだろうと思うんですね。ふえたところからずっと見ていくと現在はマイナス26ということなんですが、確かに今思っているのは、通常の職員との関係といたら合併前がいわば安定していたわけですから、合併時の特別に嘱託員をふやさなかったらいけなかったというところから比較するんじゃないかと、合併時から比較するのが通常なのかなと思うんですけど、この表の考え方としてはいわば合併時に嘱託員をどんとふやしたところから削減したという考えなんだろうと思うんですが、そういうことでいいんですか。私もちょっと混乱しちゃったんですけども。

○行政改革推進課長（東田幸一）済みません。先ほども申し上げましたけれども、数字を確認させていただきます。また、次回にでも出させていただきます。申しわけありません。精査いたします。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、行政改革推進課を終わります。

ここで休憩します。再開はおおむね15時

15分とします。

~~~~~

午後 2時57分休憩

~~~~~

午後 3時13分開議

~~~~~

○委員長（徳永武次）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△地域政策課の審査

○委員長（徳永武次）次は、地域政策課の審査に入ります。

△議案第64号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）次に、審査を一時中止しておりました議案第64号令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○地域政策課長（屋久弘文）予算書の20ページをお開きください。

歳出から説明をいたします。2款1項15目コミュニティ費について説明をいたします。

事項、集会所管理費の増額につきましては、樋脇町市比野地区にあります上之湯集会所の解体工事及び洗い場の新築移設工事に係る工事請負費でございます。

さきの3月議会において事前に口頭で説明させていただきましたが、今回改めて工事に係る全ての経費を一括して計上させていただいたものです。

なお、前のページになりますが、歳入の予算書19ページに掲載のとおり、22款1項1目総務債の10節集会所整備事業債として解体工事部分に係る約90%につきまして過疎対策事業債を充てることといたしております。

ちなみに、内訳としましては解体工事が3,968万8,000円、洗い場の移設工事が386万4,000円となっております。

資料に基づきまして詳細に説明をさせていただきます。

企画政策部の総務文教委員会資料の8ページをお開きください。

財産仕訳活用方針で解体となっている施設でありまして、昨年度の予算で解体工事を実施するこ

とになっておりましたが、昨年4月11日に地元の市比野地区コミュニティ協議会会長外3者の連名により要望書が提出されまして、地元や関係課と協議を行いながら検討いたしました結果、同集会所に附帯している洗い場について市有地である隣接に移転、新築すること、またあわせて解体工事後の隣接地への土砂流出防止のため擁壁設置などの工事を行う必要が生じたことによりまして、昨年9月議会で設計業務委託料66万円、解体工事費用518万2,000円を増額補正の承認をいただいたところでございます。

その後、9月7日から12月10日を工期いたします解体工事等に係る設計業務を発注しまして、解体に向けた作業を進めましたが、設計業務の委託業者からアスベストが含まれている可能性があるとの報告を受けまして、早速、アスベスト含有分析調査を発注し、集会所の5カ所についてサンプル調査を実施したところ、うち3カ所にアスベストが含まれていることが1月17日に判明いたしました。

このことを受けて、労働基準監督署と労働安全衛生法上の協議も行いましたが、アスベスト含有に係る解体工事は負圧隔離が原則であるとの回答を得たため、更なる予算の増額が必要となりました。

負圧隔離とはプラスチックシート等によりまして該当箇所を密閉した上、集塵廃棄装置を設置し、高い圧力の空気が低い圧力の空気へ侵入する、いわゆる密閉室の気圧を下げることですけれども、そういう空気の性質を利用しまして、飛散であったり漏洩であったりを防止する手法のことになります。

予算上は昨年度の3月補正の要求時期との兼ね合いもありまして、アスベストが含まれていないものとして、3月議会で繰越明許費の補正も行いながら昨年度中の予算執行を目指していましたが、結果的には含まれていたため、昨年度中の執行は断念いたしました。

その後、建築住宅課でその処理も含めた工事設計を終え、今回、改めてアスベスト処理も含む解体工事費と洗い場の新築移設工事費の全額を要求させていただいたところでございます。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑

願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。

以上で、議案第64号令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会付託分について質疑は全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第70号 令和元年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次） 次に、審査を一時中止してありました議案第70号を議題とします。

本案については、先ほど質疑が全て終了しておりますので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○地域政策課長（屋久弘文） 小さな拠点づくり形成の取り組みについて報告をさせていただきます。

ます。企画政策部の総務文教委員会資料9ページをお開きください。

まず、本市における小さな拠点づくりとは、人口減少が進む中、地域が主体となって住み慣れた地域に住み続けられることを目指す取り組み、または仕組みのことであり、範囲はおおむね小学校区、または旧小学校区単位となります。

本市の場合は、既存の地区コミュニティ協議会の区域としています。

イメージ図で説明いたしますと図の右上に「地区コミュニティ区域」と囲ってありますが、白抜きのこの部分が範囲となります。

次に、図の下を表をごらんください。

生活サービス、医療・福祉、交通などのサービスの記載がありますが、こうしたものの中で居住区域内にないため、図の二重線で囲んだ他の地区に行かなければならず不便を感じている地区があります。地区住民が重要だと感じている満足していないサービスを図の太線のように持ってくる、または、みずからやってみる、または点線のようにその場所まで連れていってもらおうといったようなことを地域が主体となって考え、行動する取り組みを小さな拠点づくりと呼んでおります。

なお、現状ではサービスが足りている地区においても将来を見据え、小さな拠点づくりの取り組みについて考えていただくことになります。

次に、1のモデル地区におけるこれまでの取り組みについて説明をいたします。平成29年度に実施をいたしました、小さな拠点基礎調査の結果をもとに昨年度、樋脇町の藤本地区と東郷町の藤川地区をモデル地区に選定いたしまして、同年度中に5回モデル地区会議を開催いたしました。

この会議の結果、両地区における小さな拠点と来年度からの小さな拠点づくりのある程度の取り組みがまとまりました。

本年度はこの取り組みを進めるための準備や試行を行いながら、事業実施計画を策定し、来年度以降のモデル地区での取り組みや他地区への横展開の準備を行うこととしております。

詳細について、10ページをごらんください。

2の藤本地区については、昨年度の会議参加者延べ119人、実人数は49人となりました。藤本地区の小さな拠点は現農産物直売所である藤本ふれあい店を設定し、取り組みについては、店の

リフォームを行い、買い物機能を強化しながら交流や共助の機能を加え、あわせてカレーの提供や飲みニケーションの場とするといった内容となっております。

本年度は、店の施設点検、改修、まとめ上げた取り組みの施行、事業の実施計画の策定などを行うこととしております。

3の藤川地区については昨年度の会議参加者は延べ93人、実人数28人となりました。

藤川地区の取り組みに関する小さな拠点は地区コミュニティセンター、各自治会、地区内の商店に設定をし、取り組みについては、小さな拠点を核として地区住民の助け合いによる送迎の仕組みづくり、日常的な交流の場、機会づくり、動ける世代が集まる場、機会づくりを行うといった内容となっております。

本年度は、トヨタ・モビリティ基金の地域に合った移動の仕組みづくり事業の助成金、2年間で751万7,700円の事業費全額に係る助成となっております。

ちなみに、元年度は325万4,950円、2年度は426万2,750円となります。

この助成を活用した取り組み、まとめ上げた取り組みの試行、事業の実施計画の策定などを本年度行うこととしております。

以上が、現時点での小さな拠点づくり事業にかかりますモデル地区での進捗状況となります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）藤川のトヨタ・モビリティ基金ですが、ちょっとここは納得いかないのが、事前に聞かせていただいたときにドライバーが12人のボランティアでやられると。しかし、何かあったときにその12人のボランティアの一人で事故があったとするとその人の責任が問われてくるわけですね、やっぱり事故があったら、免許証取り上げになったりとかということもあり得ることですね。

そういったのが、安全面での問題というのはどうしてもどう解決するのかなというのは疑問として残るんですが、そこら辺は本当に大丈夫なのかということをお尋ねしたいんですけども。

○地域政策課長（屋久弘文）こういった事業

の中でボランティアによる運転手というのは、全国的に今多くなってきているところですが、この事業を実施する前に藤川地区で運転をしていただける方をしっかりと募っていただいて、その方々を自動車学校等でまず講習を受けさせるというのを前提で考えております。

そうした上で、車の運転に係ります自動車保険をしっかりとした保険をかけていきたいということで、きょうもある程度保険の中身が確認できましたので、少し読み上げさせてもらいますが、対人対物無制限であったり、車両保険、320万円の査定を受けていますけれども、それに係る車両保険であったり、搭乗者に対する人身傷害のときに5,000万円を上限とした保障であったりとそういったものについて契約をいたしますので、治療費であったり、休まれたときの休業補償であったり、あとは、あってはならないことですが、死亡や後遺障害になった場合の補償等につきまして、この保険に加入することで解決できるのではというふうに考えておりますが、これがドライバーの不安解消につながるといえば、疑問もあるかもしれませんが、先ほど申し上げた8月5日を運行開始と考えておりますが、それまでの間に地元で手を挙げていただいたボランティア運転手につきましては、そういった交通法規も含めた講習を高齢者が多くなると思いますので、受けてしっかりとした対応をしていただいてから運行を開始したいというふうに考えているところでございます。

○委員（井上勝博） これは、規制緩和か何かでやられたんですか。本来、料金をもらって運ぶやつは白タク行為とかそういうことで規制をされていたわけですが、その辺の法的な規制が、緩和されてこういうことができるようになったということなんですかね。

○地域政策課長（屋久弘文） おっしゃるとおりで、以前は白タク行為ということで、こういった運転は許されていなかったんですが、白タク行為が緩和をされて、こういったことが実際にできるようになったということでございます。

○委員（川添公貴） これは政府の小さな拠点の大きな枠の中で、登録をして有償輸送ができるということになったんですよね。これはもうだいぶ前からあって、ただし登録をしなきゃいけない、

運転手の方は。その小さな拠点の中で。

それで、その金額は別にして、その中で保険について今対人対物、搭乗者の話をされたんですが、今度、この白タク行為による保険が発売になります。これは、何でかという、自分の保険を使って事故をしたときには等級がぼんと下がるんですよ。不利益が生じるんで、じゃなくて、今度、輸送にかかる障害に対して、物損、いろんなものに対して、保険をかけることができるようになったんです。

だから、先ほど説明された内容外の保険ですから、それで、実際に多分与論島だったと思うんですけれども、与論で10人ぐらいやっていらっしゃるんです。これは観光客とか、地元とかも含めてですけれども、ぜひそこを調査してもらいたいと思います。そうしたら、負担が減るんですよ、運転する人の負担が減りますから。そこは調査をお願いしたいんですが、私はちょっともう一回この小さな拠点づくりのこの大きな絵を見させてもらって、ちょっと検討をしていただけないかという案件があるんです。

というのは、まず小さな部分で公営路線バスですね。こちら、大きなところに来て民間路線バスというのがありますね。これをうちに例えると、デマンド交通があって、それで民間が走っているということなんで、だという理解をさせていただいて、この拠点づくりの中でもう一回交通貿易課と話をさせていただきたいのは、デマンド交通を路線バスみたいにとまっていくんじゃなくて、例えばこれに示していってやるように、東郷でいえば東郷の役場まで来て、その後は済生会どまりとか、その後は山形屋どまりとか、山形屋までは来ないでしょうけれども、ただ、病院がメインなので。

そういうデマンド交通の組織の中で、もう一回考えてもらいたいと思っています。それで、その小さな拠点の中で一番困っているのは、病院がほとんど川内なんですよ。病院、学校。そういうのをつくっていただきたいという要望があったので、これは免許返納と。各課を招いていただいて巻き込んでいただいて、免許返納の数もふやすためにもやっていただければありがたいと思っています。

どうしても病院に行くのに乗り合うわけですよ

ね。買い物に行くのに乗る。そこを解消したいというのがこの大きな目的だろうと思うんです。

今どういうことではなく、それらを含めて総合的に何とかうまくやっていただければありがたいと思っているんです。これはちょっとお願いなんですけれども、地域政策課だけではなくて、各課を巻き込んで、やっていただければ知恵が出るのかなと思います。

まだ、これは頼まれていたんでもうちょっと言わせてくださいね。

免許返納をして5,000円タクシー代くれるんですよ。私の家から乗れば往復で終わりなんですよ、一回で。それで、免許返納を推進していくためにもそういうのを考えてもらえれば、小さな拠点の中でやっていただければありがたいと思っていますので、検討の余地がありましたら、お願いしたいと思います。

○地域政策課長（屋久弘文） 実は、済みません。直接回答になるかはわかりませんが、藤川地区にこの事業を入れようとしたときに、藤川地区で話をする中で、藤川の住民が言われておったのは、中郷あたりの病院に行きたい、中郷あたりで買い物をしたいというのがあったものですから、私どもはそれに向けて動いていたんですが、交通貿易課等を通して陸運支局なんかと話をする中で、デマンド交通というのが既存路線としてあれば、そこを同じコースを走るということは、その民業を圧迫することになるということで、それは許可できないというような方向だったので、であれば、藤川地区内を循環したり、地区内で行ったり来たりする、そういった地域の足を確保するという、そういう狭まった世界で了解を得られたものですから、私なんかもそこは情報を知ったところなんですけど、今、デマンド交通も始まったばかりという地域もありますから、将来的に交通貿易課等で将来的な公共交通も考える時期が来るとしていますので、甕島も含めて。そういった大局の中で話はする機会はあるのかなとは思いますが。

一応、私どももさっき申し上げたそういうことを前提として動いておりましたが、狭められたということで、地域の人には本当に有効ではないのかもしれないけれども、高齢者もいらっしゃるし、過疎化も進んでいるし、返納をされた方もいらっしゃるし、そういう方々の何とか地区内で

足を確保したいなという思いで入れた事業でございます。

○委員（川添公貴） そこはわかるんです。たしか旅客2係だったかな。タクシー・バスの係があって、陸運の。そして、民業圧迫になるというのが第1で、既存路線があるところには走らせない、これが第2の考え方なんです。これが陸運局の考え方なんで、そこはわかっていて言ったんですけれども、それで私も言われたときに既存路線があるところはなかなか厳しいというのは言っております。言っているんですが、視点を変えて、先ほど言ったように、高齢者の交通事故対策を含めた免許返納をするという目的を加えていただければ、若干違う道があるのかなと思うんです。先ほど言った特定の場所でしかおりられない、乗られないとなると路線バスと違いますので、路線バスは私が言うのもあれなんですけれども、ちゃんと路線指定と路線停留所ときちっと陸運の許可を取らないといかんわけですよ。その場合は、特定の中郷付近で2カ所という形になった場合は、全く話が違ってくる可能性がありますので、そこはさっき言いましたようにちょっと検討してもらおうということですね。厳しいのはわかっています。私もちょっと従事していましたから。

○地域政策課長（屋久弘文） 今ありましたように、関係課とか陸運支局とかいろいろと調整やら協議やらさせてはもらいたいと思います、今の案件につきましては。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。
以上で、地域政策課を終わります。

[写真を示す]

○地域政策課長（屋久弘文） 1席を抜いて乗り降りがしやすいように、高齢者の方が使いやすいように、手前に取っ手なんかがついてあると思いますが。ちょっと見えないですか。こういった車が入る予定になっております。早く言えばよかったですかね。済みません。

△情報政策課の審査

○委員長（徳永武次）次は、情報政策課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局からの報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、情報政策課を終わります。

△広報室の審査

○委員長（徳永武次）次は、広報室の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○広報室長（黒木 諭）広報室からは本年度広報、広聴活動等の主なものにつきまして御説明させていただきます。

総務文教委員会資料企画政策部分の11ページをお開きください。

初めに、まちづくり懇話会についてでございます。

広聴活動の一環として開催しておりますまちづくり懇話会につきましては、平成30年、本年度令和元年度の2年間で市内全域を一巡いたします。

本年度は、川内地域6カ所と里・上甕地域、合わせて7カ所での開催を予定しております。

次に、市政モニターについてでございます。

広く市民の声や地域の御意見・御提言をいただくための広聴機能の一つといたしまして、市政モニター制度を設けておりますが、本年度は、資料のとおり、公募18人、地区コミュニティ協議会からの推薦48人の合計66名の方に委嘱いたしまして研修会等を開催いたしました。

今後、アンケート調査への回答や御意見、御提言の御協力をいただきたいと考えております。

最後に、パブリックコメントでございます。

市の主要な計画や指針などの立案に対しまして市民の皆様から御意見、御提言をいただく市民意見公募手続制度、パブリックコメントを行っております。

本年度は、立地適正化計画に関する基本方針案など、8件を実施予定でございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（落口久光）今、説明していただいた件とは違うんですけれども、ホームページを見たときに個人的に思ったのが、各ページに入ったときも含めて日付更新が右上に載っているといいなど。というのは、他市のやつに入ったときなんかインターネットで検索して直接開くときもあるんですね。開いたページが古いやつだったりとかもするときがあるんですけれども、結構更新日が載っているページがあったりとかするところもあって、それを見ていると、これは古いやつだからここをもう一回上に帰って新しいところに入らないといけないなとすぐわかりやすいので、そういうのがあるといいなと思って、市のやつもきょう見てみたんですけど、たまたま。どのページに行っても余りそういうのがないので、予算的に余りかからないのであれば、ちょっと御検討いただけないかなという、お願いというか、検討していただけないかなと。

○広報室長（黒木 諭）ホームページの更新日の表示ということで、県内でも御意見のとおり表示している団体としていない団体がございまして、うちは現在表示がなされていないところです。

ただ、御意見のとおり、やはり閲覧される方がそのデータがいつ載せられたのか、更新がいつかったのかということを知る上でとても重要な必要性が高いと思いますので、カスタマイズの経費が幾らかかるのかということも調査しまして、その更新の時期等も含めて、させる方向で検討してみたいと思います。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めま

す。

以上で、広報室を終わります。

委員の皆様にお諮りします。

先ほど行政改革推進課の資料について、数字の精査が終わったようですので、ここで改めて説明を受けたいと思いますが、そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議がありませんので、そのように取り扱います。

それでは、説明をお願いします。

○行政改革推進課長（東田幸一）確認した結果で報告いたします。

嘱託職員の月額報酬の人数307人、これにつきましては、旧川内市の嘱託職員の数を掲載しておりました。他の町村では、雇用形態、雇用制度に違いがございまして、この時点で月額報酬の人数として計上してなかったというのが現実のようでございます。

それで、半年かけまして、整理しながら臨時職員という中に包含させていただいておりましたが、その分を含めて130名程度翌年4月1日で雇用させていただくということで、数字が130名程度ふえたところでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。以上で、終わります。

△ひとみらい政策課の審査

○委員長（徳永武次）次は、ひとみらい政策課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴）3月に提案いただいた条例の中ですばらしい条例がありましたが、第3子以降妊娠祝金について何人申請がありましたか。きょう現在で結構です。

○ひとみらい政策課長（山元義一）第3子以降妊娠祝金の件数は、申しわけございません。6月24日月曜日現在で報告させていただきます。56件ございます。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

以上で、ひとみらい政策課を終わります。

△選挙管理委員会事務局の審査

○委員長（徳永武次）次は、選挙管理委員会事務局の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（瀬尾和敬）選挙管理委員会としては、参議院選挙が行われるということで、大変でしょうけれども、頑張っていただきたいと思います。

あとは、選挙人、立候補者の看板はまだ今回は適用しないんだったですね。看板の数の調整は。

○選挙管理委員会事務局長（西木場重行）ありがとうございます。頑張りたいと思います。

選挙ポスター掲示所の掲示板のことでよろしかったですか。既にポスター掲示所の掲示板については、市内の369カ所に設置するように業者のほうとも委託をして、一部設置が始まっているかと思えます。

○委員（川添公貴）前の委員会でも言ったかもしれませんが、第1投票区、第2、第3投票区があるわけですが、各投票区に帰らないと期日前投票なんかができないんですよ。これだけインターネットがきちんできていますので、どの投票区でもその投票区の期日前投票等ができないのかという質問をしたと思うんですが、検討されましたか。

○選挙管理委員会事務局長（西木場重行）本市の場合は、開票区が3カ所に御存じのとおり分かれております。公職選挙法でいきますと開票区が分かれていれば、開票区を飛び越えて期日前

投票所で投票するということはできないということになっております。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

以上で、選挙管理委員会事務局を終わります。

△会計課の審査

○委員長（徳永武次）次は、会計課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
以上で、会計課を終わります。

△監査事務局及び公平委員会事務局の審査

○委員長（徳永武次）次は、監査事務局及び公平委員会事務局の審査に入ります。

それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
以上で、監査事務局及び公平委員会事務局を終わります。

△議事調査課の審査

○委員長（徳永武次）次は、議事調査課の審査に入ります。

それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
以上で、議事調査課を終わります。

△委員会報告の取り扱い

以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただくことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。
よって、そのように取り扱います。

△閉会中の委員派遣について

○委員長（徳永武次）次に、閉会中の委員派遣についてお諮りします。

現在のところ、閉会中に現地視察等は予定はありませんが、委員派遣を行う必要がある場合は、その手続を委員長に一任いただきたいと思います。そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。
よって、そのように決定いたしました。

△閉 会

○委員長（徳永武次）以上で、総務文教委員会を閉会いたします。

~~~~~

午後 3時51分閉会

~~~~~

【卷末資料】

陳情文書表

受 理 番 号	陳情第 3 号	受理年月日	令和 元 年 5 月 2 7 日
件 名	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元、複式学級解消を図るための、 2 0 2 0 年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情		
陳 情 者	薩摩川内市中郷三丁目 6 0 番地 1 寺園 裕二		
要 旨			
学校現場における解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況になっている。特に小学校においては、新学習指導要領の移行期間中であり、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮している。豊かな学びの実現のためには、教職員定数改善などの施策が最重要課題である。また、学校現場においては、長時間労働は正に向けて教職員の働き方改革が進められようとしているが、なかでも教職員定数改善が欠かせない。 近年、特別支援学級に在籍する児童・生徒数の増加に伴い、特別支援学級数も増加している。そのため、通常の学級における「交流及び共同学習」を行う際、4 0 人を超える人数で学習が行われている現状がある。インクルーシブな教育を実現するためには、障害のある子どもや「特別支援学級」の категорияで考えるだけでは不十分で、教育制度全体を見渡した制度設計や教育条件整備が必要である。 また、離島・山間部の多い鹿児島県においては 2 学年の子どもが一つの学級で学ぶ複式学級が多く、単式学級で学ぶ子どもたちと比較したとき、憲法が保障する教育の機会均等が保障されているとは言えない。子どもの教育の機会均等と学びの保障の観点から、複式学級の解消は極めて重要な課題である。 義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられた。国の施策として定数改善に向けた財源を保障し、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。 豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は、不可欠である。 こうした観点から、2 0 2 0 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第 9 9 条の規定に基づき国の関係機関へ意見書を提出されるよう陳情する。			
記			
1 子どもたちの教育環境改善、教職員の長時間労働改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元すること。 3 特別支援学級在籍の児童生徒が増加し、交流学級では 4 0 人を超える学級活動が常態化しているため、特別支援学級の児童生徒を交流学級の在籍数としてもカウントすること。			

受 理 番 号	陳情第 4 号	受理年月日	令和 元 年 6 月 1 1 日
件 名	川内原発 3 号機の増設に関する陳情		
陳 情 者	薩摩川内市平佐町 1 8 2 6 番地 1 田中 ひろみ		
要 旨			
平成 23 年 1 月に経済産業省に設置許可申請をしたが、2 箇月後に福島原発事故が発生し、保安院は申請内容を審査することなく消滅した。九州電力は、増設に向けた手続きをストップするとし、凍結状態とされ、既に 8 年を超えた。（当初は平成 3 1 年 1 2 月（めど）に営業開始と発表） 申請を取り下げていないため、3 号機の増設があると勘違いして、さまざまな投資をする企業や事業者、住民が発生し多大な損害を抱え込むことを危惧している。 九州電力に川内原発 3 号機増設計画について、資料とともに詳しい説明を求めている。また、その結果を市民に公開していただきたい。			
記			
1 3 号機は、日本で開発した改良加圧水型（APWR）原発であるが、日本では 1 基も建設されたことがない。間違いないか。 2 3 号機は、1 5 9 万キロワットだが、更に再エネの出力制御量の拡大につながるか。それは、再エネの主力電源化を目指す国の方針に反しないか。 ※平成 3 1 年 4 月 2 9 日午前 1 時（深夜 1 時）の需要は、6 7 7（6 7 6．9）万キロワットであった。（九州電力ホームページ公開データより）原発 4 基の 4 1 4 万キロワットに 3 号機の 1 5 9 万キロワットを足すと 5 7 3 万キロワットで、原発比率は、8 4．6％ということになる。 ※平成 3 0 年 7 月に発表されたエネルギー基本計画に「原発依存度の可能な限りの低減」と記載されている。 3 規制庁に電話で問い合わせたところ、もし 3 号機に申請をするのであれば、新規制基準に適合するように設計変更しなければならないとの回答だった。当たり前のことであるがあえて確認した。九州電力も同意するか。 ※平成 1 6 年の日本原子力発電（株）が同型（敦賀原発 3、4 号機）の申請をしたが、保安院の審査は長期化し、福島原発事故で審査は頓挫、消滅した。以後、原子力規制委員会への申請はしていないので当然審査もない。 ※今年の 6 月 7 日に発表されたエネルギー白書 2 0 1 9 でも、参考資料の中に「＜原子力＞・原発比率は 1 7 年に 3％・安全最優先の再稼働により 3 0 年 2 2％～2 0％の水準」と書かれているだけである。			

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会

委員長 徳 永 武 次